

新株式発行並びに株式売出届出日論見書の訂正事項分

平成30年2月
(第2回訂正分)

株式会社S E R I Oホールディングス

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年2月21日に近畿財務局長に提出し、平成30年2月22日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年1月26日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年2月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集700,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し128,000株（引受人の買取引受による売出し20,000株・オーバーアロットメントによる売出し108,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成30年2月21日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____黒を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、19,700株を、福利厚生を目的に、セリオグループ従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2【募集の方法】

平成30年2月21日に決定された引受価額(1,637.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,780円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

- 「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「560,280,000」を「573,160,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「560,280,000」を「573,160,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に關連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,780」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,637.60」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「818.80」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき1,780」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりあります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,700円～1,780円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴がありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,780円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,637.60円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,780円）と会社法上の払込金額（1,445円）及び平成30年2月21日に決定された引受価額（1,637.60円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は818.80円（増加する資本準備金の額の総額573,160,000円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,637.60円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

（注）8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の記載の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成30年3月1日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,637.60円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき142.40円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成30年2月21日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「1,120,560,000」を「1,146,320,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「1,106,560,000」を「1,132,320,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受
価額の総額あります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,132,320千円については、「1 新規発行株式」の（注）4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限176,860千円と合わせて、平成30年5月期及び平成31年5月期以降に子会社である株式会社セリオへの融資資金に充当する予定であります。

株式会社セリオにおける資金の使途につきましては、平成31年5月期においてはすでに開設した保育園への設備投資に係る借入金の返済に300,000千円及び平成31年5月期に開設を予定している新設保育園3園（大阪府箕面市、東京都東久留米市、東京都足立区）の設備投資資金に149,000千円並びに新規開設を予定している保育園（4園）の設備投資資金に148,000千円を充当する計画であります。平成32年5月期において新規開設を予定している保育園（7園）の設備投資資金265,000千円を充当する計画であります。

その他残額を平成31年5月期以降の保育園並びに放課後施設の備品購入費及び人材採用費などの運転資金に充当する予定であります。

なお、上記新設保育園3園を除き、平成31年5月期以降に開設を予定している新設保育園について、本書提出日現在において、開設場所や認可等が確定しているものはありませんが、現状の保育を取り巻く環境等を踏まえて施設数や定員等を見込んでおります。

また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年2月21日に決定された引受価額（1,637,60円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,780円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「34,800,000」を「35,600,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「34,800,000」を「35,600,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

5. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 4. 5. の全文削除及び6. 7. 8. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「1,780」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,637,60」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき1,780」に訂正
「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	野村證券株式会社	17,800株
	大和証券株式会社	600株
	S M B C 日興証券株式会社	600株
	みずほ証券株式会社	400株
	株式会社 S B I 証券	200株
	エース証券株式会社	200株
	岡三証券株式会社	200株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき142.40円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成30年2月21日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「187,920,000」を「192,240,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「187,920,000」を「192,240,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,780」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき1,780」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成30年2月21日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である若濱久（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年1月26日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式108,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 108,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,445円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 88,430,400円（1株につき金818.80円）</u> <u>増加する資本準備金の額88,430,400円（1株につき金818.80円）</u>
(4)	払込期日	平成30年4月2日（月）

（注） 割当価格は、平成30年2月21日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額（1,637.60円）と同一であります。

（以下省略）

3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親受け先は、主幹事会社に対して、当該親受けにより取得した当社普通株式について、払込期日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の日（平成30年8月28日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規程に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親受け先への販売について

（1）親受け先の状況等

＜欄内の記載の訂正＞

「d. 親受けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、30,000株を上限として、平成30年2月21日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 19,700株」に訂正

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、平成30年2月21日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格（1,780円）と同一であります。

（4）親受け後の大株主の状況

＜欄内の数値の訂正＞

「セリオグループ従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：「330,000」を「319,700」に訂正

「セリオグループ従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「10.80」を「10.46」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「2,301,200（1,200）」を「2,290,900（1,200）」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：

「75.28（0.04）」を「74.95（0.04）」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成30年1月26日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親受けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成30年2月
(第1回訂正分)

株式会社S E R I Oホールディングス

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年2月13日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年1月26日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集700,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成30年2月13日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し128,000株（引受人の買取引受による売出し20,000株・オーバーアロットメントによる売出し108,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____署を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、30,000株を上限として、福利厚生を目的に、セリオグループ従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。野村證券株式会社に
対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項
4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成30年1月26日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式108,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカード取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2【募集の方法】

平成30年2月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年2月13日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,445円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「1,059,100,000」を「1,011,500,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「573,160,000」を「560,280,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「1,059,100,000」を「1,011,500,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「573,160,000」を「560,280,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（1,700円～1,780円）の平均価格（1,740円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,218,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,445」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,700円以上1,780円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年2月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①テーマ性のある事業内容で業界環境が良好であること。

②放課後事業で民間トップシェアであること等豊富な実績を有しております、今後の成長が期待されること。

③人件費高騰や人材確保が困難となる可能性があること。

以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,700円から1,780円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,445円）及び平成30年2月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,445円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の記載の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社623,000、大和証券株式会社21,000、SMB C日興証券株式会社21,000、みずほ証券株式会社14,000、株式会社SBI証券7,000、エース証券株式会社7,000、岡三証券株式会社7,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（平成30年2月21日）に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「1,146,320,000」を「1,120,560,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「1,132,320,000」を「1,106,560,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,700円～1,780円）の平均価格（1,740円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,106,560千円については、「1 新規発行株式」の（注）4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限172,886千円と合わせて、平成30年5月期及び平成31年5月期以降に子会社である株式会社セリオへの融資資金に充当する予定であります。

株式会社セリオにおける資金の使途につきましては、平成31年5月期においてはすでに開設した保育園への設備投資に係る借入金の返済に300,000千円及び平成31年5月期に開設を予定している新設保育園3園（大阪府箕面市、東京都東久留米市、東京都足立区）の設備投資資金に149,000千円並びに新規開設を予定している

保育園（4園）の設備投資資金に148,000千円を充当する計画であります。平成32年5月期において新規開設を予定している保育園（7園）の設備投資資金265,000千円を充当する計画であります。

その他残額を平成31年5月期以降の保育園並びに放課後施設の備品購入費及び人材採用費などの運転資金に充当する予定であります。

なお、上記新設保育園3園を除き、平成31年5月期以降に開設を予定している新設保育園について、本書提出日現在において、開設場所や認可等が確定しているものはありませんが、現状の保育を取り巻く環境等を踏まえて施設数や定員等を見込んでおります。

また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「35,600,000」を「34,800,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「35,600,000」を「34,800,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

4. 売出価額の総額は、仮条件（1,700円～1,780円）の平均価格（1,740円）で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「192,240,000」を「187,920,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「192,240,000」を「187,920,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

5. 売出価額の総額は、仮条件（1,700円～1,780円）の平均価格（1,740円）で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である若濱久（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年1月26日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式108,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 108,000株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,445円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成30年4月2日（月）

（注） 割当価格は、平成30年2月21日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

（以下省略）

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の日（平成30年8月28日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規程に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	セリオグループ従業員持株会（理事長 富永 妙子） 大阪市北区堂島一丁目5番17号
b. 当社と親引け先との関係	当社グループの従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、30,000株を上限として、平成30年2月21日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社及び子会社の従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成30年2月21日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<u>氏名又は名称</u>	<u>住所</u>	<u>所有株式数 (株)</u>	<u>株式総数に対する所有株式数の割合 (%)</u>	<u>本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)</u>	<u>本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合 (%)</u>
若瀬 久	大阪市阿倍野区	1,200,000	50.92	1,200,000	39.26
株式会社 KDT	大阪市北区野崎町1番22号	450,000	19.09	450,000	14.72
セリオグループ従業員持株会	大阪市北区堂島一丁目5番17号	300,000	12.73	330,000	10.80
中村 明裕	滋賀県野洲市	80,000	3.39	80,000	2.62
廣田 純孝	大阪市北区	80,000	3.39	80,000	2.62
海老 雅和	神戸市東灘区	80,000	3.39	60,000	1.96
朝山 貴文	堺市西区	40,000	1.70	40,000	1.31
中川 修	大阪府寝屋川市	21,200 (1,200)	0.90 (0.05)	21,200 (1,200)	0.69 (0.04)
麻田 祐司	兵庫県芦屋市	20,000	0.85	20,000	0.65
猪俣 慎二	大分県国東市	20,000	0.85	20,000	0.65
計	二	2,291,200 (1,200)	97.22 (0.05)	2,301,200 (1,200)	75.28 (0.04)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成30年1月26日現在のものであります。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成30年1月26日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(30,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

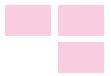
該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

<u>氏名又は名称</u>	<u>住所</u>	<u>所有株式数(株)</u>	<u>株式総数に対する所有株式数の割合 (%)</u>
(省略)			
セリオグループ従業員持株会(注) 2	大阪市北区堂島一丁目5番17号	300,000	12.73
海老 雅和(注) 2. 7.	神戸市東灘区	80,000	3.39
(省略)			

(注記省略)



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 30 年 1 月



株式会社SERIOホールディングス



1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,059,100千円（見込額）の募集及び株式35,600千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式192,240千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年1月26日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出日論見書

株式会社SERIOホールディングス

大阪市北区堂島一丁目5番17号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。



1 事業目的、経営の基本理念

事業目的

- 仕事と家庭の両立応援企業
- 未来を担う子どもたちの成長応援企業

経営の基本理念

当社グループは、以下を経営の基本理念として、事業展開を行っております。

- 私たちは、人間としての成長と、志を共にする仲間との信頼関係を大切にし、幸せな人生を追求します
- 私たちは、感謝の気持ちを持ち、人々に喜びを与えることを自らの喜びとし、社会に貢献します
- 私たちは、情熱を持って一人ひとりが自発的に活動し、新しい価値の創造に挑戦します

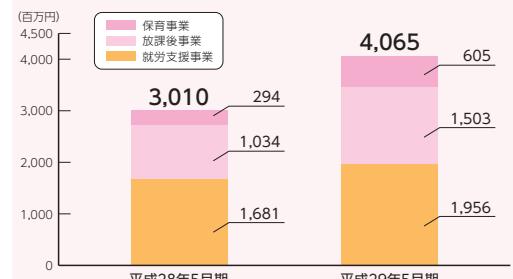


2 事業の概要

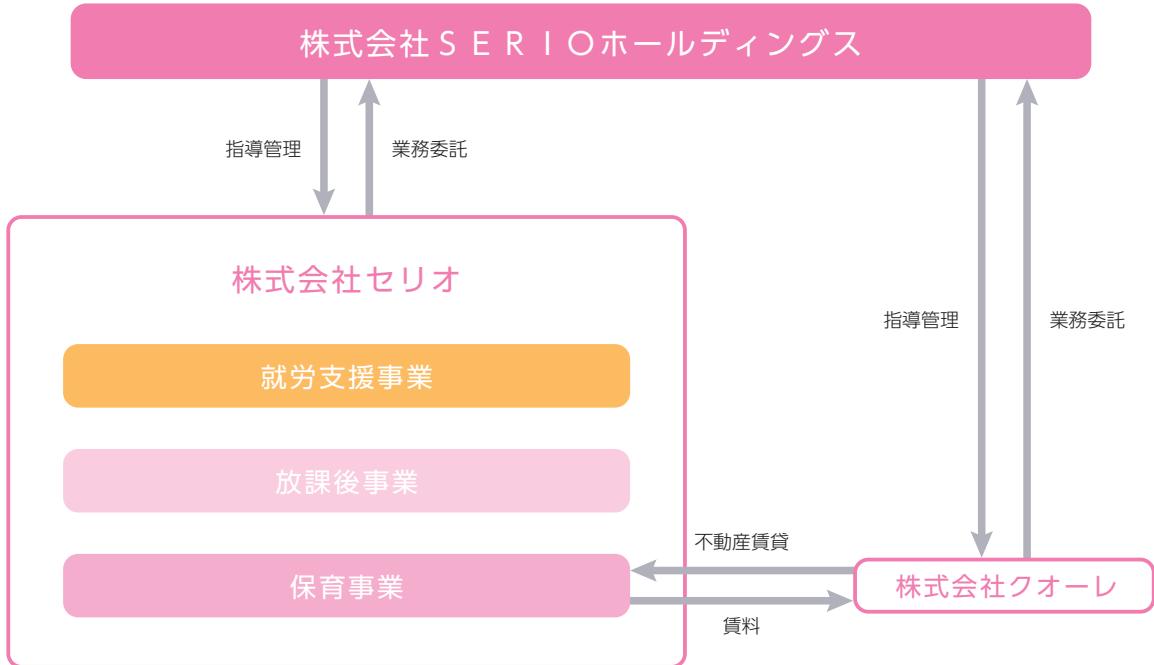
当社グループは、当社と連結子会社2社（株式会社セリオ、株式会社クオーレ）の3社により構成されており、就労支援事業、放課後事業及び保育事業の3つの事業を展開しております。

当社グループのビジネスモデルは、子育て中の既婚女性の就労をサポートする就労支援事業からスタートし、経営理念に合致した事業分野として放課後事業、保育事業の各分野に拡大してまいりました。放課後事業や保育事業への進出に際しては、すでに従業員として在籍していた幼稚園教諭の有資格者の活用や就労支援事業で培った人材確保の能力を活かすことで、事業展開を行ってまいりました。

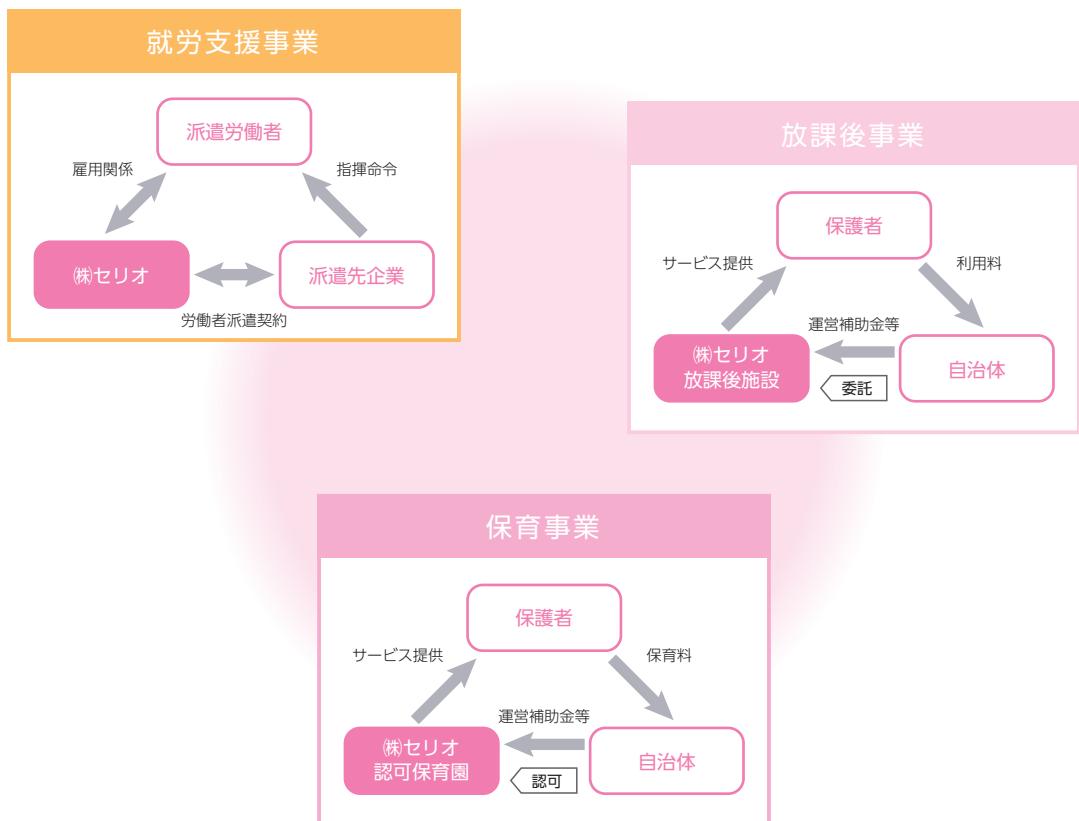
セグメント別売上高の推移



● 事業系統図



〈各事業モデル〉





3 事業の内容

就労支援事業

就労支援事業においては、仕事と家庭の両立を応援し、一人ひとりに合った働き方をサポートする事業を展開しております。平成29年12月31日現在、東京・名古屋・大阪・広島に支店を設置しており、主に首都圏・名古屋地区・関西・広島地区において営業活動を行っております。当社グループでは、パートタイマー型勤務や一週間に2日もしくは3日の勤務など、仕事と家庭が両立しやすいワークスタイルを提案し、子育て中の家庭を中心とした潜在的な労働力の労働市場への参加促進を行っております。また、平成29年10月に、「自分に合った働き方を探しているみなさまへの働き方を提案」、「企業の課題を解決するソリューション提案」を迅速に行い、人材の有効活用を通して、よりスピーディな事業展開と高品質のサービスの提供を目的として、新たに人材派遣事業ブランド「sacaso」(サカソ)を立ち上げました。

提供する就労支援事業は、人材派遣・人材紹介・業務委託契約・業務請負契約を中心とし、右記の分野に対応しています。



平成29年10月、就労支援事業における事業強化を目的として新ブランド「sacaso」(サカソ)を立ち上げました

オフィス業務	営業事務、一般事務、経理事務、総務事務、金融事務、貿易事務、受付業務、データ入力、事務的軽作業、OAオペレータ、DTPオペレータ等
電話対応事務	インバウンド、アウトバウンド、各業種スーパーバイザー等
セールス業務	接客・販売、法人営業（ルート・新規）、個人営業（ルート・新規）、セールスプロモーション等
軽作業業務	倉庫内軽作業、商品仕分け、検品、ピッキング作業等
在宅ワーク	CAD、設計プランナー、校正・編集・制作・ライター、HP更新等

放課後事業

放課後事業においては、自治体や私立小学校から各種放課後施設の運営を受託しております。当社グループは、さまざまな学びや遊びを通して子ども達の健やかな成長を支援し、安心・安全な環境で子ども達の成長を支える事業運営に努めております。

当社グループは、運営する各種放課後施設を運営委託先の属性により、以下の3つに区分しております。それぞれの主な内容と施設数は以下のとおりであります。

① 公設放課後事業

放課後アフタースクールの運営実績を活かして、自治体より放課後施設の運営を受託しております。平成29年12月31日現在、自治体より125施設の運営を受託しております。

② 私立小学校アフタースクール事業

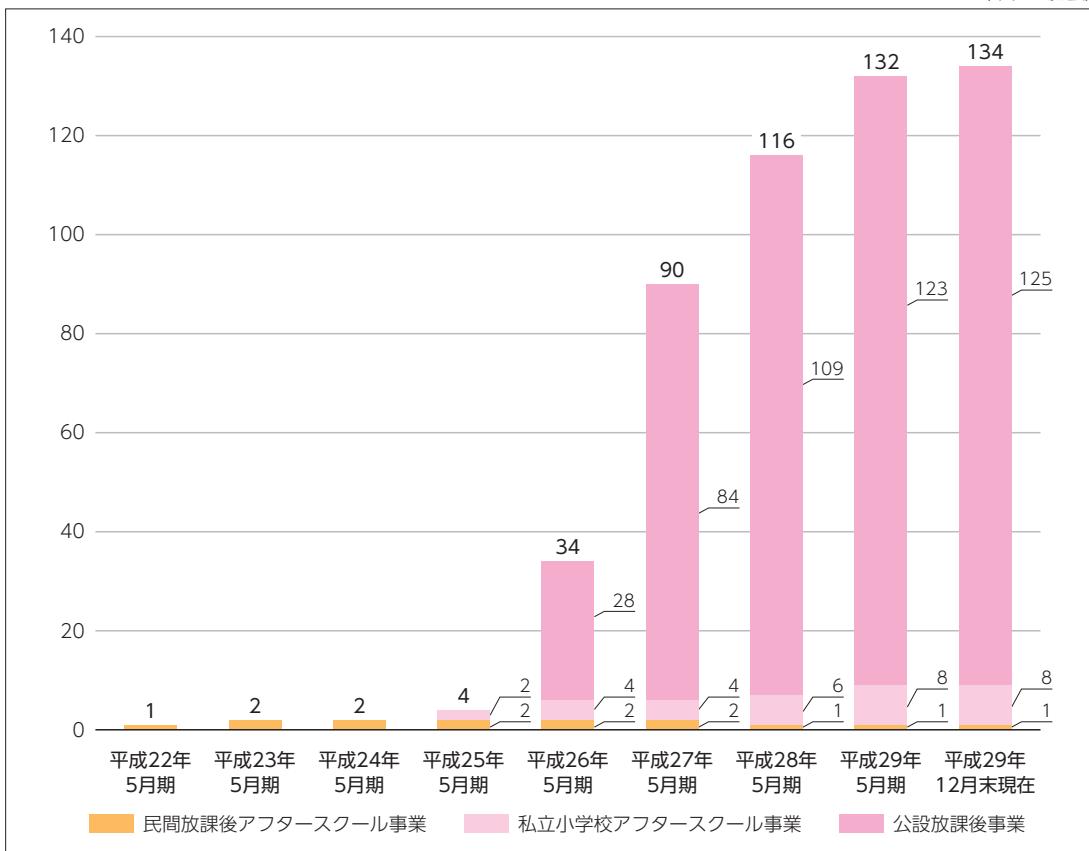
当社グループは、トレジャーキッズクラブという名称で私立小学校より放課後アフタースクールの運営を受託しております。学校の方針・風土をベースに、ネイティブ社員による英語プログラムの提供をはじめとして、学習・運動、芸術・文化・遊びの様々なプログラムを導入しております。平成29年12月31日現在、全8施設（聖徳学園小学校、聖マリア小学校、大阪信愛女学院小学校、城星学園小学校、城南学園小学校、香里ヌヴェール学院小学校、賢明学院小学校、京都聖母学院小学校）を運営しております。

③ 民間放課後アフタースクール事業

当社グループは、民間の放課後アフタースクールを自社運営しており、放課後を、楽しく学び、社会に通じる力を身に付ける時間とすることを目指しております。ネイティブ社員の常駐による英語教育や22時までのサービス提供を行い、就労家庭の支援と子ども達の健やかな成長を支えております。平成29年12月31日現在、民間放課後アフタースクールとしてトレジャーキッズクラブ茨木校を運営しております。

● 運営施設数の推移

(単位：施設)



保育事業

保育事業においては、自治体からの認可を得て認可保育園と小規模認可保育園を運営しております。働く親が安心して子どもを預けられる保育園を目指して、同じ保育士が同じ園児の食事、排泄、衣服の着脱等を日々見守り、より細やかな対応を実現することができる担当制保育を導入しています。一人ひとりに寄り添う保育で、園児達の成長をサポートします。また、自治体からの委託等を受けて地域子育て支援拠点等事業を運営しております。

① 認可保育事業

当社グループの認可保育事業は、トレジャーキッズ保育園という名称で運営しております。平成29年12月31日現在、6つの認可保育園（トレジャーキッズともぶち保育園、トレジャーキッズよこづみ保育園、トレジャーキッズえのき保育園、トレジャーキッズあおばおか保育園、トレジャーキッズふれあい緑地保育園、トレジャーキッズあおみなみ保育園）を運営しております。その他、一時保育事業（全2園で実施）、体調不良児対応型病児保育事業（全1園で実施）を行い、様々な保育ニーズに応える運営を行っております。

② 小規模認可保育事業

当社グループの小規模認可保育事業は、エンジェルキッズ保育園という名称で運営しております。平成29年12月31日現在、8つの小規模認可保育園（エンジェルキッズ都島園、エンジェルキッズ城東園、エンジェルキッズ阿倍野園、エンジェルキッズハ戸ノ里園、エンジェルキッズ東大阪園、エンジェルキッズ大手通園、エンジェルキッズ神戸園、エンジェルキッズ亀有園）を運営しております。

③ 地域子育て支援拠点等事業

当社グループの地域子育て支援拠点等事業は、主に在宅での子育てを行う親とその子どもを対象とし、自治体からの業務委託または指定管理により運営しております。平成29年12月31日現在、2つの地域子育て支援拠点等事業（大阪市鶴見区子ども・子育てプラザ、西宮市高木北子育てひろば）を運営しております。

保育施設分布図

- 認可保育園
- 小規模認可保育園

大阪府



トレジャーキッズあおみなみ保育園
(大阪府箕面市)



トレジャーキッズあおばおか保育園
(大阪府吹田市)



トレジャーキッズふれあい緑地保育園
(大阪府豊中市)



トレジャーキッズえのき保育園
(大阪府吹田市)

大阪府

エンジエルキッズ都島園
(大阪市都島区)

エンジエルキッズ城東園
(大阪市城東区)



トレジャーキッズよこづみ保育園
(大阪市鶴見区)

エンジエルキッズ東大阪園
(大阪府東大阪市)

エンジエルキッズハ戸ノ里園
(大阪府東大阪市)



トレジャーキッズともぶち保育園
(大阪市都島区)

東京都

エンジエルキッズ亀有園
(東京都葛飾区)

兵庫県

エンジエルキッズ神戸園
(神戸市兵庫区)

4 業績等の推移



当社は、平成28年6月1日に単独株式移転により株式会社セリオを完全子会社とする純粋持株会社として設立されました。

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回 次	第1期	第2期 第2四半期
決 算 年 月	平成29年5月	平成29年11月
売 上 高 (千円)	4,065,748	2,462,352
経 常 利 益 (千円)	43,439	61,293
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 (千円)	27,751	41,939
包 括 利 益 又 は 四 半 期 包 括 利 益 (千円)	27,751	41,939
純 資 産 額 (千円)	235,522	273,091
総 資 産 額 (千円)	1,402,353	2,111,799
1 株 当 タ リ 純 資 産 額 (円)	102.40	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	13.86	18.23
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—
自 己 資 本 比 率 (%)	16.8	12.9
自 己 資 本 利 益 率 (%)	13.4	—
株 価 収 益 率 (倍)	—	—
営 業 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (千円)	122,756	97,678
投 資 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (千円)	△42,123	△502,305
財 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (千円)	59,042	431,497
現 金 及 び 現 金 等 物 の 期 末 (四半期末) 残 高 (千円)	348,965	375,836
従 業 員 数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	278 (1,557)	— (—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、発行済株式総数は2,300,000株となっております。

3. 当社は、平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いましたが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員数（当社グループ及び当社から当社グループ外及び他社への出向者を除き、当社グループ外及び他社から当社グループ及び当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び契約社員を含む。）は期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

7. 第1期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。なお、第2期第2四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

第1期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

8. 当社は、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛て通知「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の作成上の留意点について（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、1株当たり配当額については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

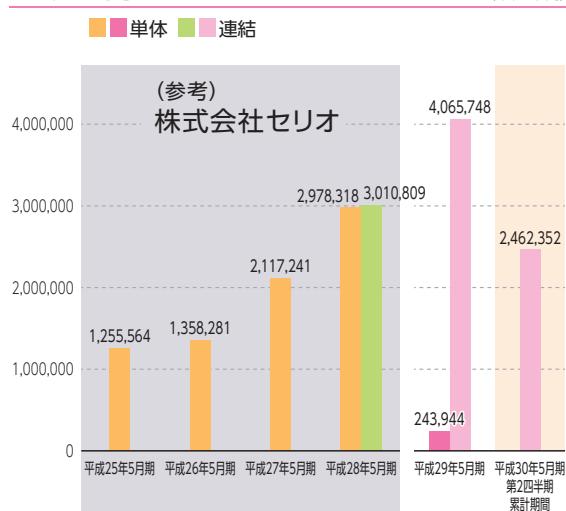
(2) 提出会社の経営指標等

回 次	第1期
決 算 年 月	平成29年5月
売 上 高 (千円)	243,944
経 常 利 益 (千円)	18,793
当 期 純 利 益 (千円)	13,845
資 本 金 (千円)	30,000
発 行 済 株 式 総 数 (株)	230,000
純 資 産 額 (千円)	221,615
総 資 産 額 (千円)	251,688
1 株 当 タ リ 純 資 産 額 (円)	96.35
1 株 当 タ リ 配 当 額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	19 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	6.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—
自 己 資 本 比 率 (%)	88.1
自 己 資 本 利 益 率 (%)	6.4
株 価 収 益 率 (倍)	—
配 当 性 向 (%)	27.5
従 業 員 数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	18 (7)

回 次	第1期
決 算 年 月	平成29年5月
1 株 当 タ リ 純 資 産 額 (円)	96.35
1株当たり当期純利益金額 (円)	6.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—
1 株 当 タ リ 配 当 額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	1.90 (—)

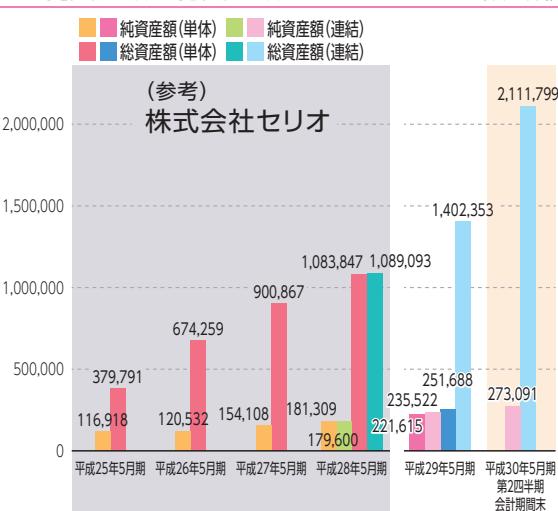
当社は、平成28年6月1日に単独株式移転により株式会社セリオを完全子会社とする純粋持株会社として設立されました。平成25年5月期から平成28年5月期につきましては、当社の株式移転完全子会社である株式会社セリオの連結経営指標等及び経営指標等を参考として記載しております。

■ 売上高



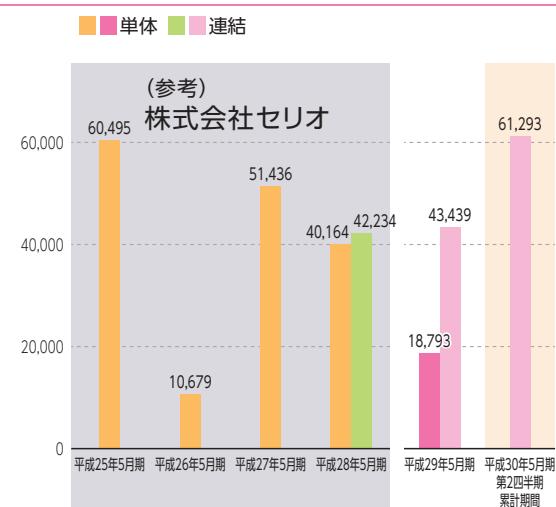
(単位:千円)

■ 純資産額／総資産額



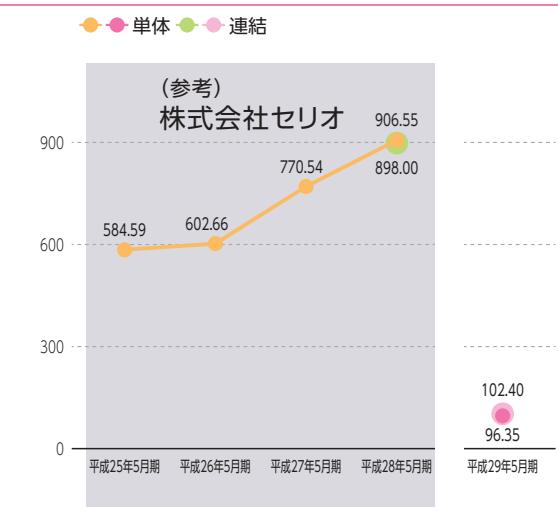
(単位:千円)

■ 経常利益



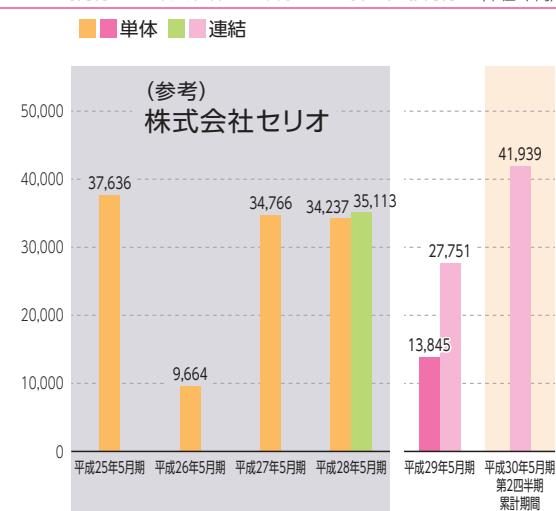
(単位:千円)

■ 1株当たり純資産額



(単位:円)

■ 当期純利益又は親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益



(単位:千円)

■ 1株当たり当期(四半期)純利益金額



(単位:円)

(注) 1. 株式会社セリオは、平成27年3月14日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割が平成25年5月期の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 当社は、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いましたが、平成29年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	18
3. 事業の内容	19
4. 関係会社の状況	23
5. 従業員の状況	24
第2 事業の状況	25
1. 業績等の概要	25
2. 生産、受注及び販売の状況	28
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	29
4. 事業等のリスク	31
5. 経営上の重要な契約等	34
6. 研究開発活動	34
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	35
第3 設備の状況	38
1. 設備投資等の概要	38
2. 主要な設備の状況	38
3. 設備の新設、除却等の計画	39
第4 提出会社の状況	40
1. 株式等の状況	40
2. 自己株式の取得等の状況	48
3. 配当政策	48
4. 株価の推移	48
5. 役員の状況	49
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	51

第5 経理の状況	57
1. 連結財務諸表等	58
(1) 連結財務諸表	58
(2) その他	89
2. 財務諸表等	111
(1) 財務諸表	111
(2) 主な資産及び負債の内容	116
(3) その他	117
第6 提出会社の株式事務の概要	127
第7 提出会社の参考情報	128
1. 提出会社の親会社等の情報	128
2. その他の参考情報	128
第四部 株式公開情報	129
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	129
第2 第三者割当等の概況	131
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	131
2. 取得者の概況	133
3. 取得者の株式等の移動状況	134
第3 株主の状況	135
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年1月26日
【会社名】	株式会社 S E R I O ホールディングス
【英訳名】	S E R I O H O L D I N G S C O., L T D.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若濱 久
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島一丁目5番17号
【電話番号】	06-6442-0500 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 中川 修
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島一丁目5番17号
【電話番号】	06-6442-0500 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 中川 修
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,059,100,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 35,600,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 192,240,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	700,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年1月26日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成30年2月13日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、30,000株を上限として、福利厚生を目的に、セリオグループ従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、平成30年1月26日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式108,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成30年2月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年2月13日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	700,000	1,059,100,000	573,160,000
計（総発行株式）	700,000	1,059,100,000	573,160,000

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年1月26日開催の取締役会決議に基づき、平成30年2月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,780円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,246,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年2月22日(木) 至 平成30年2月27日(火)	未定 (注) 4.	平成30年3月1日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年2月13日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年2月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年2月13日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年2月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年1月26日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年2月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年3月2日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成30年2月14日から平成30年2月20日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 梅田支店	大阪市北区角田町8番47号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年3月1日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	
株式会社S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
計	—	700,000	—

(注) 1. 平成30年2月13日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成30年2月21日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,146,320,000	14,000,000	1,132,320,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,780円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,132,320千円については、「1 新規発行株式」の（注）5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限176,860千円と合わせて、平成30年5月期及び平成31年5月期以降に子会社である株式会社セリオへの融資資金に充当する予定であります。

株式会社セリオにおける資金の使途につきましては、平成31年5月期においてはすでに開設した保育園への設備投資に係る借入金の返済に300,000千円及び平成31年5月期に開設を予定している新設保育園3園（大阪府箕面市、東京都東久留米市、東京都足立区）の設備投資資金に149,000千円並びに新規開設を予定している保育園（4園）の設備投資資金に148,000千円を充当する計画であります。平成32年5月期において新規開設を予定している保育園（7園）の設備投資資金265,000千円を充当する計画であります。

その他残額を平成31年5月期以降の保育園並びに放課後施設の備品購入費及び人材採用費などの運転資金に充当する予定であります。

なお、上記新設保育園3園を除き、平成31年5月期以降に開設を予定している新設保育園について、本書提出日現在において、開設場所や認可等が確定しているものはありませんが、現状の保育を取り巻く環境等を踏まえて施設数や定員等を見込んでおります。

また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年2月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	20,000	35,600,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社
計(総売出株式)	—	20,000	35,600,000	—

- (注) 1. 引受人の買取引受による売出しは、野村證券株式会社が当社株主である海老雅和より買取る当社普通株式20,000株について売出しを行うためのものであります。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,780円）で算出した見込額であります。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 2月22日(木) 至 平成30年 2月27日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社 S B I 証券 大阪市中央区本町二丁目6 番11号 エース証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年2月21日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行なうことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバークロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	108,000	192,240,000 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 108,000株
計(総売出株式)	—	108,000	192,240,000 —

- (注) 1. オーバークロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しがあります。したがってオーバークロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバークロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年1月26日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式108,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバークロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバークロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,780円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 2月22日(木) 至 平成30年 2月27日(火)	100	未定 (注) 1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成30年2月21日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し
(2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である若濱久（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年1月26日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式108,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 108,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 （注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成30年4月2日（月）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年2月13日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年2月21日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年3月2日から平成30年3月26日までの間、貸株人から借り入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である若濱久、当初売却人である海老雅和、並びに当社株主である株式会社K D T、中村明裕、廣田純孝、朝山貴文、中川修、麻田祐司、猪俣慎二及び佐藤竜一は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年5月30日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出しのための売却及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年8月28日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年1月26日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規程に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成29年5月
売上高 (千円)	4,065,748
経常利益 (千円)	43,439
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	27,751
包括利益 (千円)	27,751
純資産額 (千円)	235,522
総資産額 (千円)	1,402,353
1株当たり純資産額 (円)	102.40
1株当たり当期純利益金額 (円)	13.86
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—
自己資本比率 (%)	16.8
自己資本利益率 (%)	13.4
株価収益率 (倍)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	122,756
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△42,123
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	59,042
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	348,965
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	278 (1,557)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いましたが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び契約社員を含む。）は期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
6. 第1期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

(参考情報)

当社は、平成28年6月1日に単独株式移転により株式会社セリオを完全子会社とする純粹持株会社として設立されました。株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社セリオを親会社、株式会社クオーレを子会社とする連結財務諸表が、当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考として、株式会社セリオの平成28年5月期の主要な連結経営指標等を記載します。

回次	第11期
決算年月	平成28年5月
売上高 (千円)	3,010,809
経常利益 (千円)	42,234
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	35,113
包括利益 (千円)	35,113
純資産額 (千円)	179,600
総資産額 (千円)	1,089,093
1株当たり純資産額 (円)	898.00
1株当たり当期純利益金額 (円)	175.57
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—
自己資本比率 (%)	16.5
自己資本利益率 (%)	21.2
株価収益率 (倍)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△74,938
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△205,876
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	158,829
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	209,289
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	187 (1,324)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、株式会社セリオ株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 株価収益率については、株式会社セリオ株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び契約社員を含む。）は期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
5. 第11期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成29年5月
売上高	(千円) 243,944
経常利益	(千円) 18,793
当期純利益	(千円) 13,845
資本金	(千円) 30,000
発行済株式総数	(株) 230,000
純資産額	(千円) 221,615
総資産額	(千円) 251,688
1株当たり純資産額	(円) 96.35
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) 19 (一)
1株当たり当期純利益金額	(円) 6.91
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円) —
自己資本比率	(%) 88.1
自己資本利益率	(%) 6.4
株価収益率	(倍) —
配当性向	(%) 27.5
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 18 (7)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、発行済株式総数は2,300,000株となっています。
3. 当社は、平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いましたが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。
6. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び契約社員を含む。）は期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
7. 第1期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。
8. 当社は、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、1株当たり配当額については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	
決算年月	平成29年5月	
1株当たり純資産額 (円)	96.35	
1株当たり当期純利益金額 (円)	6.91	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	1.90 (—)	

(参考情報)

当社は、平成28年6月1日に単独株式移転により株式会社セリオの完全親会社として設立されました。当社の株式移転完全子会社である株式会社セリオの主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月
売上高 (千円)	1,255,564	1,358,281	2,117,241	2,978,318
経常利益 (千円)	60,495	10,679	51,436	40,164
当期純利益 (千円)	37,636	9,664	34,766	34,237
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	200	200	200,000	200,000
純資産額 (千円)	116,918	120,532	154,108	181,309
総資産額 (千円)	379,791	674,259	900,867	1,083,847
1株当たり純資産額 (円)	584,590.45	602,664.46	770.54	906.55
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	30,247.00 (-)	5,951.00 (-)	35.18 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	188,180.02	48,321.01	173.83	171.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	30.8	17.9	17.1	16.7
自己資本利益率 (%)	38.4	8.1	25.3	20.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
配当性向 (%)	16.1	12.3	20.2	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	38 (15)	60 (404)	86 (1,055)	187 (1,324)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期、第9期及び第10期は潜在株式がないため、第11期は潜在株式は存在するものの、株式会社セリオ株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 株価収益率については、株式会社セリオ株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、有限責任あずさ監査法人による監査は受けおりません。
5. 第11期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。
6. 従業員数は就業人員数（株式会社セリオから社外への出向者を除き、社外から株式会社セリオへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び契約社員を含む。）は期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
7. 株式会社セリオは、平成27年3月14日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割が第10期の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第8期、第9期及び第10期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月
1株当たり純資産額 (円)	584.59	602.66	770.54	906.55
1株当たり当期純利益金額 (円)	188.18	48.32	173.83	171.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	30.25 (-)	5.95 (-)	35.18 (-)	— (-)

2 【沿革】

当社は、平成28年6月1日の単独株式移転により、株式会社セリオの完全親会社として設立されました。

以下、当社グループの沿革として、子会社である株式会社セリオ及び孫会社である株式会社クオーレの沿革と併せて記載しております。

年 月	概 要
平成17年 6月	大阪市中央区に株式会社セリオ（資本金10,000千円）を設立 子育て中の既婚女性の人材派遣を主とした就労支援事業を開始
平成20年 6月	東京都中央区に東京支店を開設
平成21年12月	本社を大阪市北区芝田へ移転
平成22年 3月	大阪府茨木市にトレジャーキッズクラブ茨木校を開設し、小学生を対象とした放課後事業を開始
平成24年 4月	大阪府東大阪市に認可外保育所エンジェルキッズ保育園（現小規模保育施設エンジェルキッズ東大阪園）の運営をスタートし、未就学児童を対象とした保育事業を開始
平成24年 6月	箕面自由学園小学校（大阪府箕面市）内に当社グループ初の私立小学校内アフタースクールとなるトレジャーキッズクラブ箕面自由学園校を開設（平成27年3月閉校）
平成25年 6月	放課後事業と保育事業を主たる事業領域とする目的として、大阪市北区に株式会社セリオの100%子会社 株式会社トレジャーキッズクラブ（資本金3,000千円）を設立
平成25年10月	株式会社トレジャーキッズクラブが大阪市城東区に大阪市保育ママ事業 エンジェルキッズ城東園（現小規模保育施設 エンジェルキッズ城東園）を開設
平成25年12月	株式会社セリオが大阪市北区、淀川区で大阪市こども青少年局より大阪市児童いきいき放課後事業の受託運営を開始
平成26年 1月	就労支援事業の営業拠点として株式会社セリオが広島市中区に広島支店を開設
平成26年 4月	株式会社セリオが当社グループ初の認可保育所トレジャーキッズともぶち保育園を大阪市都島区に開設
平成27年 5月	大阪市北区に保育所用の不動産管理を主たる事業領域とする株式会社セリオ100%子会社株式会社クオーレ（資本金1,000千円）を設立
平成27年 9月	株式会社セリオが株式会社トレジャーキッズクラブを吸収合併
平成28年 4月	就労支援事業の営業拠点として株式会社セリオが名古屋市中区に名古屋支店を開設
平成28年 6月	単独株式移転により、株式会社SERIOホールディングス（資本金10,000千円）を設立し、株式会社セリオを完全子会社化
平成29年 2月	本社を大阪市北区堂島へ移転
平成29年10月	就労支援事業における事業強化を目的として新ブランド「sacaso」（サカソ）を立ち上げ

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社2社（株式会社セリオ、株式会社クオーレ）の3社により構成されており、就労支援事業、放課後事業及び保育事業の3つの事業を展開しております。

当社グループのビジネスモデルは、子育て中の既婚女性の就労をサポートする就労支援事業からスタートし、経営理念に合致した事業分野として放課後事業、保育事業の各分野に拡大してまいりました。放課後事業や保育事業への進出に際しては、すでに従業員として在籍していた幼稚園教諭の有資格者の活用や就労支援事業で培った人材確保の能力を活かすことで、事業展開を行ってまいりました。

当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は、次の通りであります。なお、事業の区分内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントと同一であります。

(1) 就労支援事業

就労支援事業においては、仕事と家庭の両立を応援し、一人ひとりに合った働き方をサポートする事業を展開しております。平成29年12月31日現在、東京・名古屋・大阪・広島に支店を設置しており、主に首都圏・名古屋地区・関西・広島地区において営業活動を行っております。当社グループでは、パートタイマー型勤務や一週間に2日もしくは3日の勤務など、仕事と家庭が両立し易いワークスタイルを提案し、子育て中の家庭を中心とした潜在的な労働力の労働市場への参加促進を行っております。また、平成29年10月に、「自分に合った働き方を探しているみなさまへの働き方を提案」、「企業の課題を解決するソリューション提案」を迅速に行い、人材の有効活用を通して、よりスピーディな事業展開と高品質のサービスの提供を目的として、新たに人材派遣事業ブランド「sacaso」（サカソ）を立ち上げました。

提供する就労支援事業は、人材派遣・人材紹介・業務委託契約・業務請負契約を中心とし、以下の分野に対応しています。

- ・オフィス業務… 営業事務、一般事務、経理事務、総務事務、金融事務、貿易事務、受付業務、データ入力、事務的軽作業、OAオペレータ、DTPオペレータ等
- ・電話対応事務… インバウンド、アウトバウンド、各業種スーパーバイザー等
- ・セールス業務… 接客・販売、法人営業（ルート・新規）、個人営業（ルート・新規）、セールスプロモーション等
- ・軽作業業務… 倉庫内軽作業、商品仕分け、検品、ピッキング作業等
- ・在宅ワーク… CAD、設計プランナー、校正・編集・制作・ライター、HP更新等

(2) 放課後事業

放課後事業においては、自治体や私立小学校から各種放課後施設の運営を受託しております。当社グループは、さまざまな学びや遊びを通して子ども達の健やかな成長を支援し、安心・安全な環境で子ども達の成長を支える事業運営に努めております。

当社グループは、運営する各種放課後施設を運営委託先の属性により、以下の3つに区分しております。それぞれの主な内容と施設数は以下のとおりであります。

① 公設放課後事業

放課後アフタースクールの運営実績を活かして、自治体より放課後施設の運営を受託しております。平成29年12月31日現在、自治体より125施設の運営を受託しております。

i) 放課後子ども教室推進事業

放課後子ども教室推進事業は文部科学省が管轄する事業です。地域の小学生を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安心安全な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術・地域交流などの取り組みを実施する事業です。自治体からの業務委託で運営を行っています。

自治体	施設数
東京都江東区	1
東京都台東区	1
千葉県浦安市	2
愛知県豊明市	3
大阪市北区	11
大阪市淀川区	17
大阪市西区	8
大阪市都島区	10
大阪市福島区	9
大阪市西淀川区	14
計	76

ii) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は厚生労働省が管轄する事業です。小学校に就学している児童のうち、保護者が就労等の理由により日中には在宅していない児童を対象に、授業の終了後等に学内の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るもので、自治体からの業務委託又は指定管理（注1）で運営を行っています。

自治体	施設数
東京都台東区	1
東京都中野区	1
東京都文京区	2
千葉県浦安市	3
千葉県習志野市	1
愛知県豊明市	3
大阪府泉佐野市	13
大阪府泉南郡田尻町	1
兵庫県西宮市	3
広島県広島市	4
計	32

iii) 放課後子ども総合プラン事業

放課後子ども総合プラン事業は、前述したi) ii) の両事業を組み合わせたものです。全ての児童の安心安全な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものです。自治体からの業務委託で運営を行っています。

自治体	施設数
東京都江東区	2
東京都板橋区	1
東京都北区	1
大阪府堺市	10
計	14

iv) 児童館事業

児童館事業は、0～18歳の子育て中の家庭や子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉施設です。自治体からの指定管理（注1）を含めた運営を行っています。

自治体	施設数
神奈川県鎌倉市	1
愛知県豊明市	2
計	3

注1) 指定管理：指定管理者制度の略。自治体より「管理代行」の指定により、公の施設の管理権限指定を受けたものに委任する制度。

② 私立小学校アフタースクール事業

当社グループは、トレジャーキッズクラブという名称で私立小学校より放課後アフタースクールの運営を受託しております。学校の方針・風土をベースに、ネイティブ社員による英語プログラムの提供をはじめとして、学習・運動・芸術・文化・遊びの様々なプログラムを導入しております。平成29年12月31日現在、全8施設（聖徳学園小学校、聖マリア小学校、大阪信愛女学院小学校、城星学園小学校、城南学園小学校、香里ヌヴェール学院小学校、賢明学院小学校、京都聖母学院小学校）を運営しております。

③ 民間放課後アフタースクール事業

当社グループは、民間の放課後アフタースクールを自社運営しており、放課後を、楽しく学び、社会に通じる力を身に付ける時間とすることを目指しております。ネイティブ社員の常駐による英語教育や22時までのサービス提供を行い、就労家庭の支援と子ども達の健やかな成長を支えております。平成29年12月31日現在、民間放課後アフタースクールとしてトレジャーキッズクラブ茨木校を運営しております。

(運営施設数の推移)

(単位：施設)

	平成22年 5月期	平成23年 5月期	平成24年 5月期	平成25年 5月期	平成26年 5月期	平成27年 5月期	平成28年 5月期	平成29年 5月期	平成29年 12月末 現在
公設放課後事業	—	—	—	—	28	84	109	123	125
私立小学校アフタースクール事業	—	—	—	2	4	4	6	8	8
民間放課後アフタースクール事業	1	2	2	2	2	2	1	1	1
合計	1	2	2	4	34	90	116	132	134

(3) 保育事業

保育事業においては、自治体からの認可を得て認可保育園と小規模認可保育園を運営しております。働く親が安心して子どもを預けられる保育園を目指して、同じ保育士が同じ園児の食事、排泄、衣服の着脱等を日々見守り、より細やかな対応を実現することができる担当制保育を導入しています。一人ひとりに寄り添う保育で、園児達の成長をサポートします。また、自治体からの委託等を受けて地域子育て支援拠点等事業を運営しております。

① 認可保育事業

当社グループの認可保育事業は、トレジャーキッズ保育園という名称で運営しております。平成29年12月31日現在、6つの認可保育園（トレジャーキッズともぶち保育園、トレジャーキッズよこづみ保育園、トレジャーキッズえのき保育園、トレジャーキッズあおばおか保育園、トレジャーキッズふれあい緑地保育園、トレジャーキッズあおみなみ保育園）を運営しております。その他、一時保育事業（全2園で実施）、体調不良児対応型病児保育事業（全1園で実施）を行い、様々な保育ニーズに応える運営を行っております。

② 小規模認可保育事業

当社グループの小規模認可保育事業は、エンジェルキッズ保育園という名称で運営しております。平成29年12月31日現在、8つの小規模認可保育園（エンジェルキッズ都島園、エンジェルキッズ城東園、エンジェルキッズ阿倍野園、エンジェルキッズ八戸ノ里園、エンジェルキッズ東大阪園、エンジェルキッズ大手通園、エンジェルキッズ神戸園、エンジェルキッズ亀有園）を運営しております。

③ 地域子育て支援拠点等事業

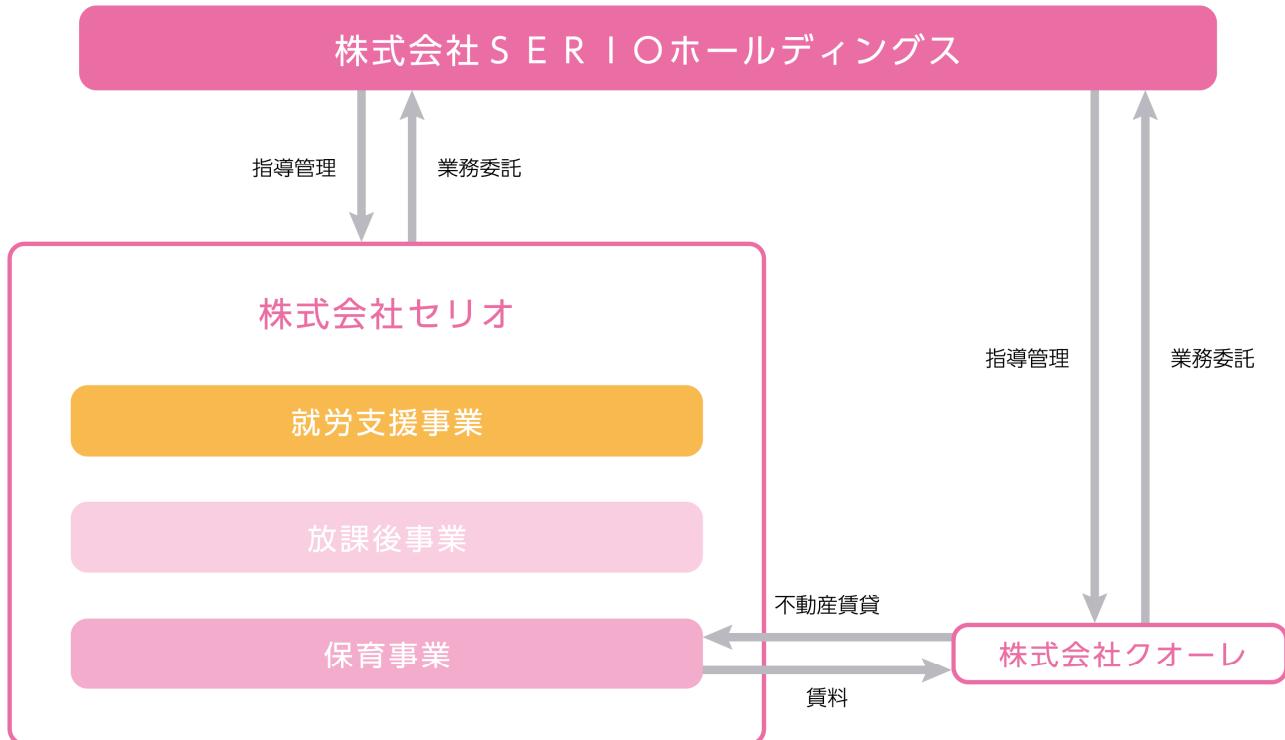
当社グループの地域子育て支援拠点等事業は、主に在宅での子育てを行う親とその子どもを対象とし、自治体からの業務委託または指定管理により運営しております。平成29年12月31日現在、2つの地域子育て支援拠点等事業（大阪市鶴見区子ども・子育てプラザ、西宮市高木北子育てひろば）を運営しております。

上記のとおり、当社グループでは、就労支援事業において、働きながら育児時間を大切にしたい女性の就労支援を行うとともに、放課後事業及び保育事業において、働く女性が安心して子供を預けられる場所を提供することで、

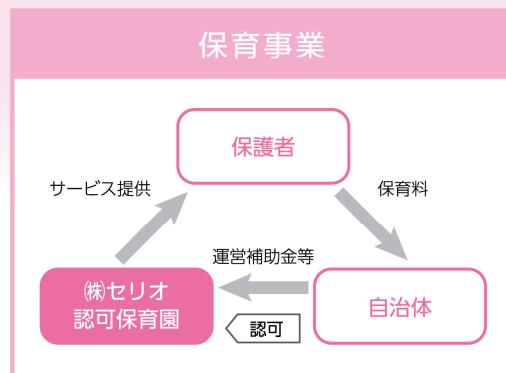
「就労」「育児」の両面から女性の活躍を支援しております。当社グループでは、就労支援事業で培った人材確保のノウハウを保育士・指導員採用に一部活用していることに加え、子育て中の既婚女性を中心とした派遣スタッフの募集にあたっては、当社グループが放課後事業及び保育事業も運営していることで登録の促進につながっている等、上記3事業は、相互に関連しております。



[事業系統図]



〈各事業モデル〉



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社セリオ (注) 2	大阪市北区	10,000	就労支援事業 放課後事業 保育事業	100.0	経営管理 役員の兼任 5名
株式会社クオーレ	大阪市北区	1,000	保育事業	100.0 (100.0)	経営管理 役員の兼任 1名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社に該当しております。
 3. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合を内数で記載しております。
 4. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
 5. 株式会社セリオについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等（平成29年5月期）

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 売上高 | 4,065,748千円 |
| (2) 経常利益 | 25,555千円 |
| (3) 当期純利益 | 16,099千円 |
| (4) 純資産額 | 197,409千円 |
| (5) 総資産額 | 1,369,870千円 |

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
就労支援事業	58 (12)
放課後事業	96 (1,739)
保育事業	117 (133)
全社（共通）	26 (9)
合計	297 (1,893)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び契約社員を含む。）は期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が最近1年間において、92名増加しましたが、主として業務拡大に伴うものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（千円）
21(8)	40歳6ヶ月	11ヶ月	4,626

セグメントの名称	従業員数（人）
全社（共通）	21 (8)
合計	21 (8)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び契約社員を含む。）は期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
2. 当社子会社での勤続年数を含む平均勤続年数は2年2ヶ月であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第1期連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

当社は平成28年6月1日に単独株式移転により株式会社セリオの完全親会社として設立し、当連結会計年度が第1期となるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出回復の一服感や米国新政権の通商政策の懸念は見られるものの、堅調な雇用・所得環境の改善が続き、全体としては緩やかに回復いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境においては、女性の就労及び就労後の活躍を後押しする環境の整備に引き続き強い関心が払われています。非製造業を中心に、人手不足感はきわめて強く、企業からの人材需要は安定的に継続しており、また放課後事業・保育事業においては、待機児童問題の早期解消を目的とした施設整備の動きが依然として活発な状況です。

このような状況の中、当社グループは就労支援事業における新規顧客の開拓と既存顧客の深耕や、放課後・保育両事業の規模拡大に対応する運営体制の強化に取り組み、経営の効率化と収益の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,065,748千円、営業利益は39,803千円、経常利益は43,439千円、親会社株主に帰属する当期純利益は27,751千円となりました。

なお、新たに保育園等の施設を開設した場合、その開設費用の一部に対し、自治体から補助金の交付を受ける場合があります。当社グループでは、自治体から受け取る補助金の会計処理について、固定資産圧縮損を計上し、対象となる固定資産の帳簿価格を直接減額し、毎期の減価償却も減額後の額をもとに計上する「直接減額方式」を会計方針として採用しております。認められる他の会計方針としては、補助金を収益計上し、固定資産は補助金控除前の帳簿価格で計上する「剩余金処分方式」があります。「剩余金処分方式」は、新たに保育園を開園した事業年度においては、補助金が一時的な収益として計上され単年度利益が増加することになります。

セグメント別の業績の概要は次の通りであります。

①就労支援事業

就労支援事業につきましては、働き方改革の推進が企業の労務管理においての主要なテーマと位置付けられ、企業の人手不足感が高い水準で推移する中、様々な業種で人材需要が安定的に継続しました。当社グループが事業を展開している電話対応事務、オフィス業務、軽作業業務等の職種でも受注が増加しました。

以上の結果、就労支援事業の売上高は1,956,612千円、セグメント利益は57,355千円となりました。

②放課後事業

放課後事業につきましては、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、平成30年度末までに放課後児童クラブの約122万人分の受け皿を確保することが政府目標として掲げられております。また、全国学童保育連絡協議会「学童保育（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果について」（平成29年9月20日修正版）によると、その運営主体は、従来の自治体によるものから民間企業、団体への業務委託等によるものへの移行が全国で進んでいると考えられます。このような状況の中、当社グループは多くの自治体や私立小学校から各種放課後施設の運営を受託または指定管理者としての指定を受けております。

当社グループでは、当連結会計年度に新たに16の放課後施設の運営を開始し、当社グループが運営する放課後施設は、平成29年5月31日時点で132施設となりました。一方、新規施設の運営開始前の準備、施設数の拡大に対応するための管理機能の強化を目的とした間接部門の増員及びICTシステムの導入等のため、費用が増加しております。

以上の結果、放課後事業の売上高は1,503,540千円、セグメント損失は284千円となりました。

③保育事業

保育事業につきましては、政府目標「待機児童解消加速プラン（平成25年4月）」として掲げられていた平成29年度末での待機児童ゼロ化が先送りになり、平成29年6月に待機児童解消に必要な受け皿対策及び女性就業率向上のための「子育て安心プラン」が発表されるなど、依然として待機児童問題が社会的関心の高い課題となっております。同時に、出産後の仕事と育児の両立は当事者にとって切迫した課題であり、保育の受け皿の整備が強く求められています。このような状況の中、当社グループは平成29年4月に認可保育園1園（トレジャーキッズあおばおか保育園）及び小規模認可保育園3園（エンジェルキッズ大手通園、エンジェルキッズ神戸園、エンジェルキッズ龜有園）を新たに開設いたしました。

以上の結果、保育事業の売上高は605,595千円、セグメント利益は29,398千円となりました。

第2期第2四半期連結累計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

当第2四半期連結累計期間（平成29年6月1日から平成29年11月30日）におけるわが国経済は、個人消費については依然低迷が続いているものの、雇用・所得環境の改善が見られ、緩やかな回復基調を維持しております。一方、米国新政権動向および朝鮮半島情勢の問題など世界経済における懸念材料も多く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境においては、内閣府「男女共同参画白書 平成29年版」によると生産年齢人口における女性の就業率が、昭和43年の調査開始以来最高を更新するなど、人材需要は回復基調で推移しております。その一方で、柔軟な働き方を実現する仕組みの提案や人材の能力開発など、多様なサービスが求められております。また、平成25年4月に改正労働契約法が施行され、施行日以降において有期雇用契約が反復更新され通算5年を超えた場合には、労働者の申し込みにより、契約の期限を定めない無期雇用契約に転換する仕組みが導入されており、平成30年以降は派遣スタッフを主とした有期雇用従業員への本改正法に関する対応が必要となっております。また、平成29年6月に政府より発表された「子育て安心プラン」にみられるように、待機児童の解消のために保育施設や企業主導型保育施設の増設などさらなる取り組みが求められております。

このような状況の中、当社グループは、就労支援事業における新規顧客の開拓と既存顧客の深耕や、放課後・保育両事業の規模拡大に対応する運営体制の強化に取り組み、経営の効率化や収益の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高2,462,352千円、営業利益59,273千円、経常利益61,293千円、親会社株主に帰属する四半期純利益41,939千円となりました。

セグメント別の業績の概要は、次のとおりであります。

①就労支援事業

就労支援事業につきましては、特に都市部における雇用環境の改善を背景に、1日4～6時間のみ、週に2～3日のみの勤務などのパートタイマー型派遣を主要なサービスとして展開し、当社グループが事業展開している既婚女性のオフィスワーク派遣に加え、コールセンターのアウトソーシング分野でも取引を拡大し、売上収益ともに堅調に推移いたしました。

現在は、東京・名古屋・大阪・広島に支店を設置しており、首都圏・名古屋地区・関西・広島地区を主要な市場としております。

以上の結果、就労支援事業の売上高は1,063,462千円、セグメント利益は54,717千円となりました。

②放課後事業

放課後事業につきましては、小学生のお子様を下校後、安心して預けることのできる安全な場へのニーズが一段と高まっています。また、放課後子ども教室推進事業、放課後児童健全育成事業等については、従来の各自治体による直接運営から民間企業、団体への業務委託運営等への移行が全国で増加しており、当社グループが運営する委託施設の見学や意見交換などの要望を直接運営自治体より複数頂いております。

このような状況の中、当社グループは多くの自治体や私立小学校から各種放課後活動室の運営を受託または指定管理者としての指定を受けており、当第2四半期連結累計期間における放課後活動室の数は134活動室となっております。

以上の結果、放課後事業の売上高は954,111千円、セグメント利益は19,888千円となりました。

③保育事業

保育事業につきましては、女性の就業率上昇を目指し、政府が掲げた「子育て安心プラン」に示されている平成31年末までに待機児童を解消、平成31年度から平成32年度末までに約22万人、平成34年度末までにさらに約10万人の受け皿の確保に伴う保育施設の増加などが見込まれることになりました。こうした政府方針を受け、また女性の就業率が上昇し共働き世帯が増加する中、今後も自治体による待機児童解消に向けた取り組みは継続するものと思われます。

このような状況の中、当社グループは平成29年12月に新たに認可保育園2園を開設致しました。

以上の結果、保育事業の売上高は444,778千円、セグメント利益は21,058千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第1期連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、348,965千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益43,553千円、減価償却費26,415千円、未払費用の増加による収入67,951千円、未払消費税等の増加による収入25,848千円及び売上債権の増加による支出81,479千円などにより122,756千円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出149,059千円、補助金の受取による収入67,875千円、定期預金の払戻による収入80,135千円、差入保証金の差入による支出37,299千円などにより42,123千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入による収入60,000千円、長期借入金の返済による支出26,169千円、株式の発行による収入28,170千円により59,042千円の収入となりました。

第2期第2四半期連結累計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて26,871千円増加し、当第2四半期連結会計期間末の残高は375,836千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、97,678千円の収入となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益61,814千円、減価償却費18,444千円、未払費用の増加による収入28,781千円及び売上債権の増加による支出11,119千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、502,305千円の支出となりました。これは主に認可保育園の新規開園に関連する有形固定資産の取得による支出462,897千円と建設協力金の支払による支出20,000千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、431,497千円の収入となりました。これは主に短期借入金の増加による収入433,602千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第1期連結会計年度及び第2期第2四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第1期連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)	前年同期比 (%)	第2期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日)
就労支援事業 (千円)	1,956,612	—	1,063,462
放課後事業 (千円)	1,503,540	—	954,111
保育事業 (千円)	605,595	—	444,778
合計 (千円)	4,065,748	—	2,462,352

(注) 1. 平成28年6月1日に単独株式移転により株式会社セリオの完全親会社として設立し、当連結会計年度が第1期となるため、前年同期比は記載しておりません。

2. 第1期連結会計年度及び第2期第2四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第1期連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)		第2期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
大阪市	1,067,453	26.3	576,997	23.4
綜合警備保障株式会社	491,160	12.1	283,210	11.5

3. 上記の大阪市に対する販売は、主に放課後事業・保育事業における同市からの施設運営に関する業務委託料及び補助金収入となっております。

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、以下を経営の基本理念として、事業展開を行っております。

- ・私たちは、人間としての成長と、志を共にする仲間との信頼関係を大切にし、幸せな人生を追求します
- ・私たちは、感謝の気持ちを持ち、人々に喜びを与えることを自らの喜びとし、社会に貢献します
- ・私たちは、情熱を持って一人ひとりが自発的に考動し、新しい価値の創造に挑戦します

また、当社グループの事業目的は、以下のとおりです。

- ・仕事と家庭の両立応援企業
- ・未来を担う子どもたちの成長応援企業

(2) 対処すべき課題

保育所等については、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」によると、平成29年4月1日時点で、待機児童数は26,081人、前年比2,528人の増加となっております。また、学童保育については、厚生労働省「平成28年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」によると、平成28年5月1日時点で、待機児童数が17,203人、前年比262人の増加となっております。共働き世帯の増加や働き方の多様化が進む中、学童保育を含め待機児童が増加していると考えられます。

当社グループはこのような社会ニーズに対応すべく、就労支援事業における多様な雇用機会の提供、放課後・保育事業における施設の新規開設等を行っていく必要があると認識しております。

そのため、次の7項目を重点項目として取り組んでまいります。

① 多様なワークスタイルの提案

当社グループは、就労支援事業において、パートタイマー型勤務や一週間に2日もしくは3日の勤務など、仕事と家庭の両立がしやすいワークスタイルを提案し、子育て中の家庭を中心とした潜在的な労働力の労働市場への参加促進を行っております。当社グループの就労支援事業は、結婚、出産を機に離職した女性の「もう一度働きたい」、「家族との時間を大切にしたい」という想いを全力でサポートします。

② 人材確保

当社グループが運営しております3事業ともに、事業拡大にあたって、人材の確保が急務であるため、就労支援事業のノウハウを活かし優秀な人材の確保に努めてまいります。雇用条件の改善にとどまらず、勤務時間の柔軟性、働きやすい環境づくりに注力してまいります。また、新卒の採用にも積極的に取り組んでまいります。

③ 人材育成の強化

当社グループが運営しております3事業ともに、安全で質の高いサービスを提供するために、人材育成に取り組んでまいります。そのために、自治体主催の研修への参加、社内の研修・勉強会などの研修カリキュラムの充実、各種研修等への参加率のアップを図ってまいります。

④ 保育園開園用不動産の確保

当社グループは、保育園を開園するにあたり、不動産所有者から土地や建物を賃借いたしますが、自治体や保護者の要望に応えられる候補地を短期間で探し出す必要があります。そのために、不動産業者や金融機関等と不動産情報を入手できるネットワークを構築してまいります。

⑤ 放課後事業の収益構造の改善

当事業は公設民営事業であり、自治体による予算格差があり、これに起因した拠点ごとの利益率の差が存在しますが、今後は予算の高い地域での新規開設を進めてまいります。また、それとあわせてICT化の推進等により生産性の向上を図ることで、収益構造を改善してまいります。

⑥ コンプライアンス強化

当社グループが運営しております3事業ともに、関連法令諸規則の改正が多く、また多くの個人情報を取り扱っております。法令遵守、改正された法令への対応、個人情報の適正な管理が事業継続の前提条件と考えております。コーポレート・ガバナンス体制の強化を目指し、コンプライアンス推進体制、内部統制の整備・運用の徹底に取組んでまいります。

⑦企業主導型保育への取り組み

平成29年6月に政府より発表された「子育て安心プラン」では、待機児童の解消のため企業主導型保育を推進しております、当社グループにおいても、平成30年4月より企業からの保育園の運営受託を開始する予定です。今後も引

き続き、企業主導型保育園の運営受託等、当社グループにとって新たな事業形態となる保育園運営も含め、保育事業の拡大に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態及び株価等に影響を及ぼす可能性のある事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 就労支援事業について

①人材ビジネス業界の動向について

当社グループの属する人材ビジネス業界は、産業構造の変化、社会情勢、景気変動に伴う雇用情勢の変化等に影響を受けます。今後、様々な要因により雇用情勢ないしは市場環境が悪化した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。景気後退に伴う新規人材需要の減少や既存の顧客企業における業務縮小・経費削減等により人材需要が大きく減退した場合、人材派遣における労働者派遣契約数の急激な減少、転職市場における求人需要の大幅減少に伴う事業規模縮小など、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの就労支援事業は共働き世帯や正規の労働時間では就労することが困難な女性に重きを置いており、競合する企業が少ないと認識しております。しかしながら、高い資本力や知名度を有する企業等の新規参入が相次ぎ、競争が激化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②派遣スタッフの確保について

当社グループの就労支援事業では、その事業の性質上、派遣スタッフの確保が非常に重要であり、当社グループは、派遣就業希望者をインターネット等による広告や既登録者からの紹介などにより募集しております。加えて、登録者のニーズに応じた就業機会を提供する担当者制の導入、教育・研修の拡充などにより、派遣スタッフの安定確保と既存登録者の囲い込みを進めております。しかしながら、このような施策によりましても、派遣需要に対して充分な派遣スタッフの確保を行えなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③法的規制について

当社グループの就労支援事業は、事業を展開するにあたり、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という）を始めとする国内の関係諸法令を遵守する必要があります。また、平成25年4月に改正労働契約法が施行され、施行日以降において有期雇用契約が反復更新され通算5年を超えた場合には、労働者の申し込みにより、契約の期限を定めない無期雇用契約に転換する仕組みが導入されております。さらに、平成27年9月施行の改正労働者派遣法においては、派遣期間制限、派遣スタッフに対するキャリアアップ措置、派遣先従業員と派遣スタッフの均衡待遇配慮義務等が定められました。当社グループは、コンプライアンス教育・研修の実施、グループ内部通報制度の整備など、コンプライアンス体制の整備に努めておりますが、適用される法令等に違反した場合、当社グループの業績、事業運営及び社会的信用に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、将来当社グループに適用される法令の制定・改廃、司法・行政解釈等の変更がある場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの許可の状況

(株式会社セリオ)

許可の名称	労働者派遣事業	有料職業紹介事業
監督官庁	厚生労働省	厚生労働省
許可番号	派27-301959	27-ユ-300269
取得年月	平成25年10月	平成17年11月
有効期限	平成33年9月	平成30年10月

加えて、上記の許可・届出について、事業停止、許可取消しまたは事業廃止となる事由は労働者派遣法第14条及び職業安定法第32条に定められております。当社グループでは、これら許可等の規制に係る関係法令等の遵守に努めており、本書提出日現在、事業運営上の支障を来すような状況は生じておりません。しかしながら、事業停止、認可取消し及び事業廃止の事由に該当した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④社会保険制度の改正に伴う経営成績への影響について

社会保険料の料率並びに対象範囲は、社会保障と税の一体改革など国家的な見直し論議の中で、適宜改定が実施されております。当社グループでは、現行の社会保険制度において、社員はもちろんのこと、加入要件を満たす就業スタッフ全員に社会保険の加入を徹底しておりますが、今後、社会保険制度の改定が実施され、加入要件が引き下げされることにより、社会保険料の事業主負担額が増加する場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤特定の取引先への依存について

当社グループの就労支援事業における取引先である綜合警備保障株式会社に対する売上高は、当社グループ全体の売上高に対して第1期連結会計年度12.1%、第2期第2四半期連結累計期間11.5%の比率となっております。今後も、当該取引先との良好な関係を維持できるよう努めると同時に、特定の取引先への依存度を低減させるために、新規顧客の開拓等を行っておりますが、同社とは、取引価格等に関して長期契約は締結しておらず、取引価格の見直しが行われた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 放課後事業・保育事業について

①少子化

当社グループは、保育事業において、主に0歳児から5歳児を対象とした保育サービスを提供することで、認可保育園及び小規模認可保育園を展開しております。また、放課後事業として、自治体や私立小学校から各種放課後施設の運営を受託しております。少子化が急速に進行し、市場が著しく縮小した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②人材の確保

当社グループの提供する保育事業におきましては、保育士、栄養士、看護師等の人材が不可欠であります。当社グループでは採用部門の強化により、保育士等の確保に努めておりますが、運営に必要な人材を確保できない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③各施設での事故に関するリスクについて

当社グループは、施設の運営にあたり、お預かりするお子様の安全を第一に考え、事故防止に努めております。しかしながら、重大な事故、トラブル等が発生した場合、自治体から営業停止の命令を受けたり、多くの児童が退園する可能性があります。この場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④国や自治体による方針や関連法規制等の改訂等について

平成12年に認可保育園の運営に株式会社を含む多様な運営主体が認められて以降、子ども・子育て支援制度において、国及び自治体は待機児童解消に向け様々な支援策を実施しておりますが、今後、国や自治体の方針につき改訂等が実施され、補助金の削減や株式会社による保育園の開設等が認められなくなった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、認可保育園の運営は自治体による認可事業であることから、認可の取消しを受けることとなった場合も、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤法的規制について

当社グループの放課後事業・保育事業は、事業を展開するにあたり、児童福祉法、食品衛生法等の国内の関係諸法令を遵守する必要があります。当社グループはコンプライアンス体制を整備しておりますが、適用される法令等に違反した場合、当社グループの業績、事業運営及び社会的信用に重大な影響を及ぼす可能性があります。更に、将来当社グループに適用される法令の制定・改廃、司法・行政解釈等の変更がある場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

法令等	目的及び内容	監督官庁
児童福祉法	児童の健やかな育成のための児童福祉施設の種類、国・地方公共団体の施策、費用負担等が定められている。	厚生労働省、都道府県及び市町村
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生の向上、増進を図る見地から食品の規格・添加物・衛生管理・営業許可等が定められている。	厚生労働省及び都道府県・政令指定都市・特別区の保健所

⑥食の安全性

当社グループでは、食品衛生法に基づき、厳正な食材管理並びに衛生管理を実施し、食中毒などの事故防止に努めております。また、食材につきましても、安全性を確保できる業者を選定しております。しかしながら、何らかの原因により食の安全性に重大な問題が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦感染症の流行

当社グループでは、多くの利用者に安全な子育て支援サービスを提供するため、感染症についても厳重に対応しておりますが、新型インフルエンザやノロウィルスなどの感染症が流行し、利用者が大きく減少したり、子育て支援事業に直接従事する従業員が多数欠勤した場合、放課後事業及び保育事業の運営ができなくなる可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧特定の受託先への依存について

当社グループの放課後事業・保育事業における受託先である大阪市に対する売上高は、当社グループ全体の売上高に対して、第1期連結会計年度26.3%、第2期第2四半期連結累計期間23.4%の比率となっております。今後も、当該自治体との良好な関係を維持できるよう努めると同時に、特定の取引先への依存度を低減させるために、新たな自治体との契約や認可獲得に向けた開拓等も行っておりますが、当該自治体から契約解除または認可の取消しを受けた場合や競合他社への業者変更が決定された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨資金調達について

当社グループの保育事業におきましては、保育園の新規開設に関する設備資金等を金融機関からの借入等により調達しております。今後、新規開設に伴い借入が増加する可能性があり、金利の急激な変動や金融情勢の変化により計画どおり資金調達ができない可能性があります。また、一部の金融機関との契約には財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触し、一括返済が必要となった場合には、当社グループの財政状態、業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩長期賃貸借契約について

当社グループの保育事業における保育園の開設にあたっては、土地・建物を確保する必要があり、土地利用に関して長期賃貸借契約を締結する場合があります。当社グループが締結した長期賃貸借契約の中には、長期間の保育園の運営を前提としていることから、契約締結後の一定期間は撤退に制約が課せられ、これに反した場合は中途解約による違約金などの支払が発生する条項が含まれているものがあります。契約された違約金等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪固定資産の減損に関するリスク

当社グループの保育事業の業績が今後著しく悪化し有形固定資産の減損処理が必要となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫自治体との概算払い精算制度について

当社グループの放課後事業におきましては、大阪市、広島市など的一部の自治体との契約上、予め取り決められた概算額によって四半期毎に業務委託料の支払いを受けておりますが、年間の最終損益確定時において、年間確定支払額による精算を行うことが義務付けられております。精算の際、支払いを受けた金銭を自治体に返還する場合、また業務委託料を超える費用が発生し自治体から支払いを受けられない場合、放課後事業の損益が悪化し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他

①創業者への依存について

当社グループにおいて、創業者である代表取締役若濱久は、当社グループの経営方針及び事業戦略を決定するとともに、ビジネスモデルの構築から事業化に至るまで重要な役割を果たしております。また、今後も当社グループの業務全般においては、同氏の経営手腕に依存する部分が大きいと考えられます。

当社グループでは、取締役会及び経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化など権限委譲を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が業務執行を継続することが困難となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②大規模な自然災害

当社グループでは、地震、台風、洪水等の自然災害等の発生の可能性を認識した上で、可能な限りの防災、減災に努め、発生時は迅速かつ的確な対応を執る所存であります。想定を超えた規模の大規模災害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また当社グループの事業性質上、災害時には顧客企業や就業者に対する安否確認や契約内容の調整等、多大な顧客対応による業務負荷、保育施設、放課後施設の利用者や従業員、建物等に被害が及ぶことが予想されることから、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③システム障害等の影響について

当社グループの事業は、コンピューターシステム及びそのネットワークに多くを依存しております。そのため、不測の事態に対しては、障害時の体制整備、システムセキュリティの強化、ハードウェアの増強等様々な対策を講じておりますが、これらの対策にも係わらず人為的過誤、自然災害等に伴い、コンピューターシステム及びそのネットワーク設備にトラブルが発生した場合には、事業運営に支障が生じる可能性があります。また、それが長期に亘り、顧客企業への労務の提供が事実上不可能になる場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④知的財産権について

当社グループは、各種の商標を登録しておりますが、現時点で権利取得に至っていないものについて、今後これらの権利を取得できるという確実性はありません。また、当社グループでは、第三者に対する知的財産権を侵害することがないよう事業活動を行っておりますが、当社グループの事業分野における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であり、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償または使用差止めなどの請求を受ける可能性があります。これらの事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤内部管理体制について

当社グループは、今後の事業展開や成長を支えるためにも内部管理体制のより一層の充実を図っていく方針がありますが、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥個人情報の管理

当社グループの運営する事業では、数多くの利用者の個人情報を保持しております。これらの個人情報の取扱いは、厳重に管理しておりますが、漏えいするようなことがあった場合、利用者からだけではなく、社会的な信用を失います。その結果、放課後・保育事業の施設の新規開設に影響が出る等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当社は平成28年6月1日に単独株式移転により株式会社セリオの完全親会社として設立し、当連結会計年度が第1期となるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第1期連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

(資産)

当連結会計年度末における資産は、1,402,353千円となりました。その内訳は、流動資産718,191千円、有形固定資産509,179千円、無形固定資産35,560千円、投資その他の資産139,422千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は、1,166,831千円となりました。その内訳は、流動負債677,191千円、固定負債489,640千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、235,522千円となりました。その要因は、新株発行による資本金・資本剰余金の増加28,170千円と親会社株主に帰属する当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加27,751千円によるものであります。

第2期第2四半期連結累計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における資産は、前連結会計年度末に比べて709,445千円増加し2,111,799千円となりました。その主な要因は、建設仮勘定が635,767千円、建設協力金が18,979千円、現預金が26,871千円、売掛金が12,224千円増加したことによるものです。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ671,875千円増加し1,838,707千円となりました。その主な要因は、短期借入金が433,602千円、設備投資未払金が174,041千円、未払費用が28,781千円増加したことによるものです。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ37,569千円増加し273,091千円となりました。その要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加41,939千円と配当金の支払による利益剰余金の減少4,370千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第1期連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

(売上高)

当連結会計年度の売上高は4,065,748千円となりました。その内訳は就労支援事業においては電話対応事務、オフィス業務、軽作業業務等の職種でも受注が増加したことにより1,956,612千円となり、また放課後事業においては新たに16の放課後施設の運営を開始したことにより1,503,540千円、保育事業においては平成29年4月に認可保育園1園及び小規模認可保育園3園を新たに開設したことにより605,595千円となりました。

(営業利益)

当連結会計年度の原価率が81.5%となり売上原価は3,315,450千円、販売費及び一般管理費は710,495千円となりました。主な内容は給与手当で279,110千円、支払手数料で68,520千円あります。

この結果、営業利益は39,803千円となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は10,311千円となり、これは主に保育園運営に伴う受取負担金と人材開発支援助成金制度による助成金収入あります。営業外費用は6,674千円となり、この結果、経常利益は43,439千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は69,255千円となり、これは新設の保育園の施設等にかかる補助金収入によるものです。特別損失は69,142千円となり、これは主に、固定資産圧縮損67,875千円あります。また、法人税等合計（法人税等調整額を含む）は15,801千円となり、これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は27,751千円となりました。

第2期第2四半期連結累計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

(売上高)

当第2四半期連結累計期間の売上高は2,462,352千円となりました。その内訳は就労支援事業においてはオフィスワーク派遣及びコールセンターのアウトソーシング事業が堅調に推移したことによる1,063,462千円、放課後事業においては放課後活動室が2活動室増加したことによる954,111千円、保育事業においては既存保育園の運営が計画通りに推移したことによる444,778千円あります。

(営業利益)

当第2四半期連結累計期間の原価率が80.6%となり売上原価は1,985,720千円、販売費及び一般管理費は417,358千円となりました。主な内容は給与手当168,522千円、支払手数料39,697千円となり、この結果、営業利益は59,273千円となりました。

(経常利益)

当第2四半期連結累計期間の営業外収益は4,927千円となり、これは主に保育園運営に伴う受取負担金と人材開発支援助成金制度による助成金収入あります。営業外費用は2,907千円となり、この結果、経常利益は61,293千円となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第2四半期連結累計期間の特別利益は520千円となり、これは放課後施設等にかかる補助金収入によるものです。法人税等合計（法人税等調整額を含む）は19,874千円となり、これらの結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は41,939千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第1期連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、348,965千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益43,553千円、減価償却費26,415千円、未払費用の増加による収入67,951千円、未払消費税等の増加による収入25,848千円及び売上債権の増加による支出81,479千円などにより122,756千円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出149,059千円、補助金の受取による収入67,875千円、定期預金の払戻による収入80,135千円、差入保証金の差入による支出37,299千円などにより42,123千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入による収入60,000千円、長期借入金の返済による支出26,169千円、株式の発行による収入28,170千円により59,042千円の収入となりました。

第2期第2四半期連結累計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ26,871千円増加し、当第2四半期連結会計期間末の残高は375,836千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、97,678千円の収入となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益61,814千円、減価償却費18,444千円、未払費用の増加による収入28,781千円及び売上債権の増加による支出11,119千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、502,305千円の支出となりました。これは主に認可保育園の新規開園に関連する有形固定資産の取得による支出462,897千円と建設協力金の支払による支出20,000千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、431,497千円の収入となりました。これは主に短期借入金の増加による収入433,602千円によるものです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、「4 事業等のリスク」に記載のとおり、業界の動向、法的規制、人材の確保等様々なリスク要因が当社の業績に影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社グループ、事業環境に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、社会のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、業績に影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループが行っている事業、特に放課後事業、保育事業におきましては、民間事業者の社会的信用度、知名度を高め、業界全体のサービス水準の向上を図る必要があります。それを可能とするためには、経営の透明性を高めること及び優秀な人材を確保することが重要となります。また、事業規模拡大により、保育士や指導員の人数が年々増えている中において、コンプライアンスやガバナンスに関しても更に強固な体制を構築することが、当社グループの健全な成長発展の礎となると考えております。さらに、事業規模の拡大によって保育用品・消耗品の一括購入による低コスト化等のいわゆる規模のメリットを得ることや安全で利用しやすい保育施設等の設備の充実を積極的に実施していく方針です。

また、平成29年6月に政府より発表された「子育て安心プラン」では、待機児童の解消のため企業主導型保育を推進しており、企業からの保育園運営の受託取引獲得を進めております。さらに当社グループとしては共働き世帯が増加する中、企業主導型保育を受託した企業に対し、就労支援事業として女性が働きやすい環境作りの提案を行い、新規取引先の拡大に取り組んでいく方針です。

第3【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第1期連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

当連結会計年度において、就労支援事業2,400千円、放課後事業1,239千円、保育事業74,279千円及び全社資産として48,426千円、合計で無形固定資産を含めて126,346千円を設備投資として実施いたしました。

主な設備投資として、保育事業における保育園開設（4園）のための投資と本社移転に伴う設備投資です。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第2期第2四半期連結累計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

当四半期連結累計期間において、重要な設備投資等及び設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

提出会社には主要な設備がないため、記載しておりません。

(2) 国内子会社

平成29年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	土地 (千円) (面積m ²)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社 セリオ	認可保育園 1園 小規模認可保育園 1園 (大阪市都島区)	保育事業	保育設備	70,872	161,735 (418.21)	539	233,147	21 (18)
	認可保育園 1園 (大阪市鶴見区)	保育事業	保育設備	16,073	— (—)	2,442	18,516	16 (14)
	小規模認可保育園 1園 (大阪市城東区)	保育事業	保育設備	608	— (—)	—	608	4 (6)
	小規模認可保育園 1園 (大阪市阿倍野区)	保育事業	保育設備	1,620	— (—)	—	1,620	4 (9)
	小規模認可保育園 1園 (大阪市中央区)	保育事業	保育設備	3,561	— (—)	415	3,976	4 (9)
	認可保育園 2園 (大阪府吹田市)	保育事業	保育設備	81,723	— (—)	7,333	89,056	24 (29)
	小規模認可保育園 2園 (大阪府東大阪市)	保育事業	保育設備	6,128	— (—)	985	7,114	8 (17)
	小規模認可保育園 1園 (神戸市兵庫区)	保育事業	保育設備	2,992	— (—)	349	3,341	5 (7)
	小規模認可保育園 1園 (東京都葛飾区)	保育事業	保育設備	8,247	— (—)	280	8,527	5 (9)
株式会社 クオーレ	認可保育園 1園 (大阪市鶴見区)	保育事業	保育設備	75,205	— (—)	—	75,205	— (—)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 株式会社クオーレにかかる認可保育園は、株式会社セリオが運営しております。
4. 帳簿価額のうち「その他」は「工具、器具及び備品」の合計であります。
5. 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、以下のとおりであります。

平成29年5月31日現在

会社名	事業所名	セグメント の名称	設備の内容	賃料（年間） (千円)
株式会社 セリオ	認可保育園 3園	保育事業	保育施設	30,000
	小規模認可保育園 8園	保育事業	保育施設	25,345
	放課後施設 6施設	放課後事業	建物	15,776
	HD・支店他	—	建物	42,208

3 【設備の新設、除却等の計画】 (平成29年12月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの主な設備投資は認可保育園の園舎躯体工事・内装工事と、小規模保育園の内装工事であり、最近日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び 完了予定年月日		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社 セリオ	認可保育園 (大阪府箕面市)	保育事業	保育設備	177,986	108,755	自己資金及び 借入金	平成29年 10月	平成30年 3月	受入定員 80名
	認可保育園 (大阪府豊中市)	保育事業	保育設備	189,864	97,572	自己資金及び 借入金	平成29年 9月	平成30年 3月	受入定員 56名
	認可保育園 (大阪市西淀川区)	保育事業	保育設備	155,088	100,917	自己資金及び 借入金	平成29年 10月	平成30年 3月	受入定員 80名
	認可保育園 (大阪市旭区)	保育事業	保育設備	237,168	149,972	自己資金及び 借入金	平成29年 10月	平成30年 3月	受入定員 90名
	認可保育園 (東京都葛飾区)	保育事業	保育設備	93,960	2,338	自己資金及び 借入金	平成29年 10月	平成30年 1月	受入定員 80名
	認可保育園 (大阪府箕面市)	保育事業	保育設備	216,000	1,091	自己資金・借 入金及び増資 資金	平成30年 3月	平成30年 8月	受入定員 80名
	認可保育園 (東京都東久留米市)	保育事業	保育設備	95,000	—	自己資金・借 入金及び増資 資金	平成30年 6月	平成30年 9月	受入定員 72名
	認可保育園 (東京都足立区)	保育事業	保育設備	97,200	—	自己資金・借 入金及び増資 資金	平成30年 10月	平成31年 1月	受入定員 60名
	認可保育園2園 (未定)	保育事業	保育設備	370,000	—	自己資金・借 入金及び増資 資金	平成31年 5月期 (注3)	平成31年 5月期 (注3)	(注5)
	小規模認可保育園2園 (未定)	保育事業	保育設備	48,000	—	自己資金・借 入金及び増資 資金	平成31年 5月期 (注3)	平成31年 5月期 (注3)	(注5)
	認可保育園5園 (未定)	保育事業	保育設備	925,000	—	自己資金・借 入金及び増資 資金	平成32年 5月期 (注4)	平成32年 5月期 (注4)	(注5)
	小規模認可保育園2園 (未定)	保育事業	保育設備	48,000	—	自己資金・借 入金及び増資 資金	平成32年 5月期 (注4)	平成32年 5月期 (注4)	(注5)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 保育園等を新設した場合、一定の基準のもとに自治体より補助金を受領することとなります。上記投資予定期額は、当該補助金収入により充当される金額を控除せず、工事代金の予定期額等を記載しております。
3. 着手予定期月、完成予定期月につきましては、平成31年5月期の着手及び完成を予定期しており、月は未定期であります。
4. 着手予定期月、完成予定期月につきましては、平成32年5月期の着手及び完成を予定期しており、月は未定期であります。
5. 完成後の増加能力につきましては、自治体の認可状況により、園児の定員は変動し、合理的に算出ができないため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	9,200,000
計	9,200,000

(注) 1. 平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,200,000株増加し、8,000,000株となっております。

2. 平成29年12月15日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款変更を行い平成29年12月15日付で発行可能株式総数は1,200,000株増加し、9,200,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,300,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。
計	2,300,000	—	—

(注) 1. 平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が2,070,000株増加し、2,300,000株となっております。

2. 平成29年12月15日開催の臨時株主総会決議により、平成29年12月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

当該新株予約権は、平成28年6月1日の単独株式移転により、当社から株式会社セリオ新株予約権者に対して割当て交付されております。

(第1回新株予約権) 平成28年5月27日開催の臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づくもの

区分	最近事業年度末現在 (平成29年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年12月31日)
新株予約権の数（個）	5,100	4,950
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,100（注）1	49,500（注）1、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	588（注）2	59（注）2、8
新株予約権の行使期間	自 平成30年5月28日 至 平成38年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 588 資本組入額 294（注）3	発行価額 59 資本組入額 30（注）8
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であり、提出日の前月末現在は10株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割を行う場合、その他行使価額の調整が適切な場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本組入額及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要します。ただし当社取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は権利行使が出来ません。ただし、当社取締役会が認めた場合はこの限りではありません。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによります。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡することはできません。また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできません。

6. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が注4に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役または従業員を退職または退任した場合において当社取締役会が権利行使できる正当な理由があると認めなかった場合、あるいは新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。

また、新株予約権者が権利行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合、当社は、当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができます。

7. 組織再編時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限ります。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

出資の目的は金銭とし、組織再編行為の条件を勘案の上、注2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から新株予約権を行使できる期間の満了日までとします。

⑥ 増加する資本金および資本準備金に関する事項

注3に準じて決定します。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

注5に準じて決定します。

⑧ 新株予約権の行使の条件

注4に準じて決定します。

⑨ 新株予約権の取得事由

注6に準じて決定します。

8. 平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、提出日現在において、新株予約権の目的となる株式の数は49,500株、新株予約権の行使時の振込金額は59円、新株

予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は59円、資本組入額は30円となっております。

9. その他

新株予約権の行使により発行または交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てます。

(第2回新株予約権) 平成28年5月27日開催の臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づくもの

区分	最近事業年度末現在 (平成29年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年12月31日)
新株予約権の数(個)	720	720
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	720(注)1	7,200(注)1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	588(注)2	59(注)2、8
新株予約権の行使期間	自 平成30年5月28日 至 平成38年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 588 資本組入額 294(注)3	発行価額 59 資本組入額 30(注)8
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であり、提出日の前月末現在は10株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割を行う場合、その他行使価額の調整が適切な場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本組入額及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要します。ただし当社取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は権利行使が出来ません。ただし、当社取締役会が認めた場合はこの限りではありません。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによります。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡することはできません。また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできません。

6. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が注4に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役または従業員を退職または退任した場合において当社取締役会が権利行使できる正当な理由があると認めなかった場合、あるいは新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。

また、新株予約権者が権利行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合、当社は、当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができます。

7. 組織再編時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限ります。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

出資の目的は金銭とし、組織再編行為の条件を勘案の上、注2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から新株予約権を行使できる期間の満了日までとします。

⑥ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

注3に準じて決定します。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

注5に準じて決定します。

⑧ 新株予約権の行使の条件

注4に準じて決定します。

⑨ 新株予約権の取得事由

注6に準じて決定します。

8. 平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、提出日現在において、新株予約権の目的となる株式の数は7,200株、新株予約権の行使時の振込金額は59円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は59円、資本組入額は30円となっております。

9. その他

新株予約権の行使により発行または交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てます。

(3) 【ライツプランの内容】

当該事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額（千円）	資本準備金 残高（千円）
平成28年6月1日 (注) 1	200,000	200,000	10,000	10,000	169,600	169,600
平成29年5月29日 (注) 2	30,000	230,000	20,000	30,000	8,170	177,770
平成29年11月16日 (注) 3	2,070,000	2,300,000	—	30,000	—	177,770

(注) 1. 当社は、平成28年6月1日に単独株式移転により株式会社セリオを完全子会社とする純粹持株会社として設立されました。

2. 有償第三者割当 30,000株

発行価格 939円

資本組入額 666円

割当先 セリオグループ従業員持株会

3. 株式分割（1：10）による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	10	11	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	4,500	—	—	18,500	23,000	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	19.57	—	—	80.43	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,300,000	23,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,300,000	—	—
総株主の議決権	—	23,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

また、当該新株予約権は、平成28年6月1日の単独株式移転により、当社から株式会社セリオ新株予約権者に対して割当て交付されております。

第1回新株予約権（平成28年5月27日臨時株主総会・取締役会決議）

決議年月日	平成28年5月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	株式会社セリオの従業員 17
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

付与対象者である従業員のうち1名は、平成28年6月1日付で取締役に就任しているほか、付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員5名、当社子会社の従業員10名となっております。

第2回新株予約権（平成28年5月27日臨時株主総会・取締役会決議）

決議年月日	平成28年5月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	株式会社セリオの従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、会社法第454条第5項に基づき、毎年11月30日を基準日として、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第1期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり19円の配当を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、さらなる事業拡大に向け、新規施設開設などの設備投資等の資金として有効に活用していく予定であります。

なお、基準日が第1期事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年8月24日 定時株主総会決議	4,370	19.0

(注) 平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで、第1期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、第1期事業年度に属する剰余金の配当を算定すると、1株当たり配当額は1.90円に相当いたします。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 8名 女性 一名 (役員のうち女性の比率－%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	－	若濱 久	昭和42年 7月20日生	昭和63年 8月 松江松下電器株式会社（現パナソニック株式会社）入社 平成 4年 4月 株式会社アクティス入社 平成10年 7月 株式会社ジオン 代表取締役就任 平成17年 3月 株式会社クリスタルリレーションズ 代表取締役就任 平成17年 6月 株式会社セリオ設立 代表取締役社長就任（現任） 平成27年 5月 株式会社クオーレ設立 代表取締役社長就任（現任） 平成28年 6月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	1,200,000
取締役	－	中村 明裕	昭和48年 3月21日生	平成 8年 4月 セキスイツーユーホーム大阪株式会社（現セキスイハイム近畿株式会社）入社 平成11年 2月 株式会社ジオン入社 平成16年 3月 フォーレスト株式会社入社 平成18年 9月 株式会社セリオ入社 平成22年 1月 同社 東京支店 支店長就任 平成22年 7月 同社 取締役就任（現任） 平成25年 1月 同社 O S 事業部長就任（現任） 平成28年 6月 当社 取締役就任（現任）	(注) 3	80,000
取締役	－	朝山 貴文	昭和45年 5月27日生	平成 5年 4月 高桑美術印刷株式会社入社 平成13年 3月 サン産業株式会社入社 平成19年 6月 株式会社セリオ入社 平成22年 7月 同社 事業開発部長就任 平成26年 1月 同社 取締役就任（現任） 同社 C S（現放課後・保育）事業部長就任 平成28年 6月 当社 取締役就任（現任）	(注) 3	40,000
取締役	管理部長	中川 修	昭和30年 7月13日生	昭和54年 4月 三洋電機株式会社入社 平成27年 4月 パナソニック株式会社入社 平成28年 2月 株式会社セリオ入社 平成28年 4月 同社 管理部長就任 平成28年 6月 当社 取締役管理部長就任（現任）	(注) 3	20,000
取締役	－	猪俣 慎二	昭和44年11月 7日	昭和63年 4月 野口服装株式会社入社 平成元年 6月 北村水道入社 平成 3年 6月 株式会社アクティス入社 平成14年 6月 日本エイム株式会社（現UTエイム株式会社）入社 平成19年 6月 同社 取締役就任 平成21年 6月 UTホールディングス株式会社（現UTグループ株式会社）取締役就任 平成25年 6月 同社 上席執行役員就任 平成28年 6月 株式会社セリオ入社 平成28年 9月 同社 放課後事業部長就任 平成29年 6月 当社 取締役就任（現任） 株式会社セリオ 取締役就任（現任）	(注) 3	20,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	一	廣田 純孝	昭和36年 8月28日生	昭和60年 4月 イワセエスタ株式会社（現株式会社イワセ・エスタ）入社 昭和63年 7月 株式会社大阪ヒロタ入社 平成 8年10月 同社 代表取締役社長就任 平成10年12月 株式会社ユニティー入社 平成11年11月 株式会社ジョン入社 平成16年 6月 フジアルテ株式会社入社 平成18年 4月 株式会社セリオ入社 平成19年 8月 株式会社カラー 監査役就任 平成25年12月 株式会社セリオ 放課後事業部いきいき事務局長就任 平成28年 9月 同社 常勤監査役就任（現任） 当社 常勤監査役就任 平成29年 6月 当社 取締役監査等委員就任（現任）	(注) 4	80,000
取締役 (監査等委員)	一	麻田 祐司	昭和47年 6月15日生	平成 9年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成12年 4月 税理士法人トーマツ（現デロイトトーマツ税理士法人）転籍 公認会計士登録 平成16年 5月 株式会社エディオン入社 平成20年 6月 同社 取締役就任 平成24年 6月 同社 常務取締役就任 平成26年 4月 株式会社ブレインアシスト設立 代表取締役社長就任（現任） 平成26年 4月 株式会社セリオ 監査役就任 平成26年 7月 株式会社ウイルテック 監査役就任（現任） 平成26年10月 デバイス販売テクノ株式会社 監査役就任（現任） 平成27年 5月 株式会社RMJホールディングス 取締役就任（現任） 平成28年 6月 当社 監査役就任 平成29年 6月 当社 取締役監査等委員就任（現任）	(注) 4	20,000
取締役 (監査等委員)	一	佐藤 竜一	昭和42年 6月22日生	平成 3年 4月 大阪府庁入庁 平成14年11月 司法試験合格 平成16年10月 司法修習終了 弁護士登録（大阪弁護士会） 弁護士法人三宅法律事務所入所 平成24年 2月 株式会社ミレニアムダイニング 取締役就任（現任） 平成24年 4月 プロシード法律事務所設立 代表弁護士就任（現任） 平成29年 6月 当社 取締役監査等委員就任（現任）	(注) 4	10,000
計						1,470,000

(注) 1. 麻田 祐司及び佐藤 竜一は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 廣田 純孝、委員 麻田 祐司、委員 佐藤 竜一

なお、廣田 純孝は、常勤の監査等委員であります。

3. 平成29年 6月 1日役員就任の時から、平成30年 5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 平成29年 6月 1日役員就任の時から、平成31年 5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主及び取引先、従業員等をはじめとするステークホルダー（利害関係者）からの信頼を得るために持続的な企業価値を高めるべく、経営の健全性並びに透明性の確保に努めております。また、コンプライアンス（法令遵守）の徹底により最適な経営管理体制を構築するためにも、当社グループはコーポレート・ガバナンスの強化を最重要項目の一つとして位置付けております。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会及び監査等委員会を設置しております。当社は、平成29年5月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成29年6月1日付にて監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行は、監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目的とするものであります。また、「経営会議規程」に基づき、任意の機関として経営会議を設置しております。

a. 取締役会

取締役会は8名の取締役で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。また、迅速な意思決定が必要となる事項が生じた場合には、書面または電磁的記録により経営の意思決定を行う旨定款に定めております。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員は3名で、うち2名が社外取締役であります。社外取締役は、それぞれ公認会計士、弁護士であり、専門的見地から経営監視を実施しております。監査等委員会は、原則として1ヶ月に1回開催しております。

監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べており、意思決定の過程や取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況について確認ができる運営体制となっております。

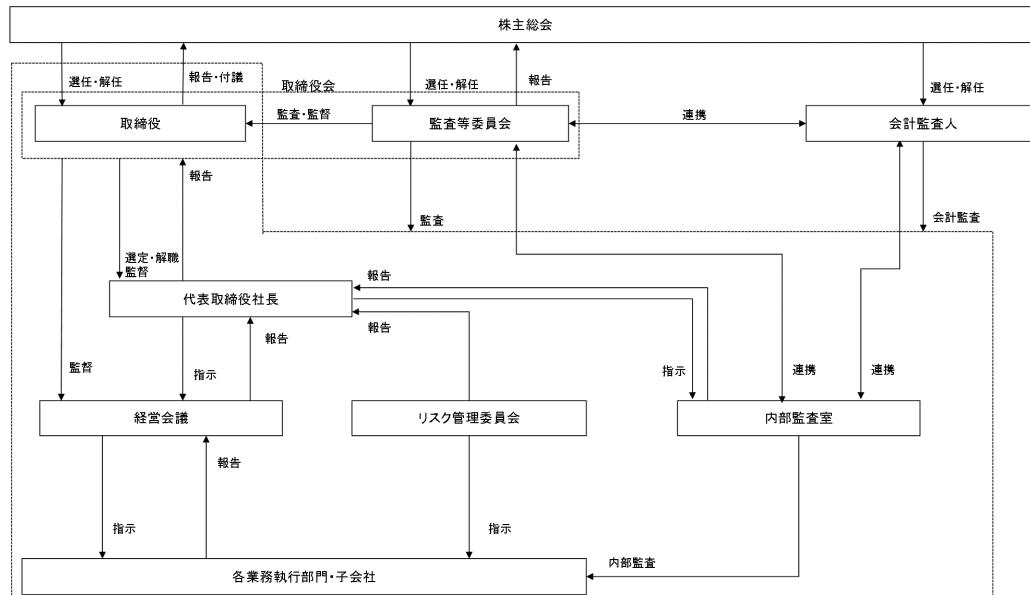
c. 会計監査人

当社グループは、会計監査人として有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、適宜監査が実施されております。

d. 経営会議

経営会議は、「経営会議規程」に基づいて、取締役、グループ会社事業部長、管理部長、経営企画室長並びにこれらの者が経営会議に出席することが適当と認めた者をもって構成し、原則毎月1回開催しております。経営会議においては、組織及び人事に関する事項の決議や、議長が必要と認めた経営会議付議事項の協議や決議を行います。また、各部門からの月次業績報告と今後の見通し、総合的な経営分析の内容の報告等が行われております。さらに、重要事項の指示・伝達等認識の統一を図る機関として機能しております。

企業統治体制の模式図は以下のとおりであります。



ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社の現在の事業規模、事業内容等を勘案し、現行の体制が最も効率的、効果的に経営監視機能を実現でき、迅速かつ適切に経営上の意思決定や業務執行を行うことができる体制であると考えているためあります。

ハ. 内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するために、下記のとおりに内部統制システムの整備を行っております。

- a. 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の情報共有を推進することにより、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行の監督を行っております。また、監査等委員は監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行の監査を行っております。

「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの取り組みに関する重要事項の決定を取締役会が行っております。

使用人に対し、法令、定款並びに社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを周知徹底しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）は、実効性ある内部統制の整備・運用と法令遵守の体制の確立に努めています。

監査等委員は、内部統制の有効性について監査し、必要があると認めたときは各取締役に対し改善を助言または勧告しております。

内部監査室は、内部統制の有効性について監査し、必要があると認めたときは適切な者に対し改善を助言または勧告し、その旨を代表取締役社長に報告することとしております。

監査等委員及び内部監査室は、情報交換等連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告しております。

「内部通報規程」に基づき、法令違反行為等に対して、社内外に相談・申告できる「内部通報相談窓口」を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を構築しております。

- b. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書取扱規程」「業務分掌規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存しております。また、「文書取扱規程」「業務分掌規程」ほかの関連規程は、必要に応じて適宜見直し改善を図っております。

- c. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に関わる重要な情報の報告が行われております。

代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しております。

有事の際は、代表取締役社長が「緊急リスク対策本部」を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制を整備しており、またリスク管理体制を明文化した「リスク管理規程」に準拠した体制を構築しております。

- d. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる 것을確保するため의体制

取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されております。

経営及び業務執行に必要な情報については、迅速かつ的確に各取締役が共有しております。

めまぐるしく変化する経営環境にも対応できるよう、取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期を、就任後1年内の最終の決算期に関する定期株主総会の終結の時までとすることを定めております。

- e. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ企業全てに適用する行動指針として企業行動憲章を定め、当社グループ全体において遵法経営を実践する体制になっております。

グループ企業を統括する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事務部門と連携し、「関係会社管理規程」など関連規定に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行っております。

内部監査室が定期的に実施する内部監査により、子会社の業務が「関係会社管理規程」及び当社の経営方針に基づいて、適切に運営されていることを確認する体制とすることで、業務の適正を確保しております。

当社は、グループ企業各社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、関係会社管理規程に定める一定の事項について、定期及び隨時に当社に報告させることを定めております。

f. 監査等委員が職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員の職務を補助する使用者は配置しておりませんが、監査等委員は取締役と必要に応じて協議を行い、当該使用者を任命及び配置しております。

監査等委員が指定する補助すべき期間中は、指名された使用者への指揮権は監査等委員に移譲されたものとし、各取締役の指揮命令は受けおりません。

g. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用者が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ必要に応じて出席しており、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることができる体制を構築しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査等委員に報告しております。

監査等委員に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な扱いを禁止するとともに、当社子会社においてもその徹底を図っております。

h. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制を構築しております。

監査等委員会が会計監査を依頼している監査法人及び内部監査室とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める能够な体制を構築しております、監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

i. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社グループは、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び従業員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制になっております。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、各部門での情報収集をもとにリスク管理委員会を設置し、原則として3か月に1回開催し、リスクの評価、対応等、リスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、「リスク管理規程」等に基づく活動を通じ、リスクの早期発見及び未然防止に努めています。さらに、必要に応じて弁護士等の外部専門家からアドバイスを受けられる良好な関係を構築するとともに、監査等委員の監査及び内部監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めています。

② 内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査につきましては、内部監査の専門部署として内部監査室を設け、専任の内部監査担当者2名を設置しております。内部監査担当者は、事業年度末に内部監査計画を作成し、翌事業年度に計画に基づいて内部監査を実施し、内部監査実施結果の報告並びに内部監査指導事項の改善状況の調査及び結果報告を代表取締役に行っております。また、監査等委員会は、内部監査担当者より監査計画、業務執行状況及び監査結果等について適宜報告を受け、内部監査担当者と情報及び意見の交換を行っております。

監査等委員会監査につきましては、当社の監査等委員会は独立性を確保した監査等委員3名で構成されており、監査等委員会は原則として月1回開催しております。また、監査等委員の監査情報も内部監査担当者に開示されており、監査事項及び報告等の情報共有化に努めております。

また、内部監査、監査等委員監査及び会計監査の相互連携としては、監査等委員会は、会計監査人から会計監査報告を通じ、会計上及び内部統制上の課題等について説明を受け、必要な対処を行っております。内部監査担当者も監査等委員と同様、会計監査人との連携を図って意見交換を実施しております。

③ 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりです。なお、継続監査年数については 7 年以下であるため記載を省略しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 三宅 潔

指定有限責任社員 業務執行社員 神崎 昭彦

・監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 6 名

その他 4 名

④ 社外取締役

本書提出日現在、当社の社外取締役は、2名であります。

監査等委員である社外取締役 麻田 祐司は、大手監査法人出身の公認会計士としての経験や会計分野における高度な知識、他の企業の社外監査役等の経験を活かして、客観的かつ公正な立場に立って経営の監視監督を行い、経営の透明性、客観性及び健全性を確保する役割を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、麻田 祐司は、当社株式を20,000株保有しておりますが、それ以外に当社グループとの間には特記すべき利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役 佐藤 竜一は、プロシード法律事務所代表弁護士であります。法律面から特にコンプライアンス等の当社経営について、有効な指針を提示するとともに、客観的かつ公正な立場に立って経営の監視監督を行い、経営の透明性、客観性及び健全性を確保する役割を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、佐藤 竜一は、当社株式を10,000株保有しておりますが、それ以外に当社グループとの間には特記すべき利害関係はありません。

当社は、社外取締役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、専門的な知識に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としております。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	53,760	53,760	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	5,043	5,043	-	-	-	1
社外取締役	-	-	-	-	-	-
社外監査役	3,600	3,600	-	-	-	1

(注) 1. 取締役の報酬には使用者給与は含んでおりません。

2. 当社は、平成29年6月1日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

上記、監査役の報酬及び員数は当移項前の期間に係るものであります。

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額またはその他算定方法の決定に関する方針

役員の報酬については、株主総会の決議により報酬総額の限度額を決定しております。監査等委員でない取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の職務と責任及び実績に応じて取締役会にて決定し、監査等委員の報酬額については監査等委員の協議により決定しております。

⑥株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦取締役の定数

当社の取締役の定数は13名以内、取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任いたします。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に發揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑫自己株式の取得

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく 報酬（千円）	非監査業務に基づく 報酬（千円）	監査証明業務に基づく 報酬（千円）	非監査業務に基づく 報酬（千円）
提出会社	6,300	-	8,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	6,300	-	8,000	-

(注) 当社は平成28年6月1日に単独株式移転により株式会社セリオの完全親会社として設立し、当連結会計年度が第1期となるため、最近連結会計年度の前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬は、株式会社セリオより支払われた報酬を記載しております。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の企業規模や業務内容等を勘案し、双方協議の上、適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年6月1日から平成29年11月30日まで）の四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についても適確に対応することができる体制を整備するため、外部研修等への参加や社内研修を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成29年5月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	348,965
売掛金	337,847
前払費用	13,321
繰延税金資産	7,104
未収入金	5,823
その他	5,804
貸倒引当金	△677
流動資産合計	718,191

固定資産

有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	※1,※3 294,857
工具、器具及び備品（純額）	※3 17,603
土地	※1 161,735
建設仮勘定	34,983
有形固定資産合計	※2 509,179

無形固定資産

ソフトウエア	※3 23,010
ソフトウエア仮勘定	1,533
リース資産	10,739
その他	277
無形固定資産合計	35,560

投資その他の資産

出資金	10
差入保証金	58,168
長期前払費用	8,850
繰延税金資産	3,386
保険積立金	28,814
その他	40,192
投資その他の資産合計	139,422
固定資産合計	684,162
資産合計	1,402,353

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成29年5月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	1,962
1年内返済予定の長期借入金	※1 32,060
リース債務	8,278
未払金	78,707
未払費用	335,461
未払法人税等	9,639
未払消費税等	62,797
前受金	84,441
預り金	63,684
その他	158
流動負債合計	677,191

固定負債

長期借入金	※1 420,921
リース債務	26,513
資産除去債務	41,599
繰延税金負債	606
固定負債合計	489,640

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	30,000
資本剰余金	8,170
利益剰余金	197,352
株主資本合計	235,522
純資産合計	235,522

負債純資産合計

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成29年11月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	375,836
売掛金	350,072
前払費用	16,151
繰延税金資産	8,913
未収入金	4,719
その他	2,856
貸倒引当金	△724
流動資産合計	757,824

固定資産

有形固定資産

建物及び構築物（純額）	※ 284,565
工具、器具及び備品（純額）	※ 15,360
土地	161,735
建設仮勘定	670,751
有形固定資産合計	1,132,412

無形固定資産

ソフトウエア	※ 34,144
ソフトウエア仮勘定	—
リース資産	9,207
その他	5,517
無形固定資産合計	48,869

投資その他の資産

出資金	10
差入保証金	73,088
長期前払費用	6,913
繰延税金資産	3,406
保険積立金	30,102
その他	59,172
投資その他の資産合計	172,693

固定資産合計

資産合計

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成29年11月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	2,234
短期借入金	433,602
1年内返済予定の長期借入金	40,788
リース債務	11,065
未払金	58,048
設備投資未払金	189,962
未払費用	364,243
未払法人税等	21,614
未払消費税等	55,492
前受金	91,611
預り金	75,395
その他	186
流動負債合計	1,344,243

固定負債

長期借入金	419,294
リース債務	32,822
資産除去債務	41,651
繰延税金負債	694
固定負債合計	494,463
負債合計	1,838,707

純資産の部

株主資本

資本金	30,000
資本剰余金	8,170
利益剰余金	234,921
株主資本合計	273,091
純資産合計	273,091
負債純資産合計	2,111,799

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)	
売上高	4,065,748
売上原価	3,315,450
売上総利益	750,298
販売費及び一般管理費	※1 710,495
営業利益	39,803
営業外収益	
受取利息	13
受取負担金	4,205
助成金収入	3,304
雑収入	2,787
営業外収益合計	10,311
営業外費用	
支払利息	4,703
貸倒損失	1,147
雑損失	823
営業外費用合計	6,674
経常利益	43,439
特別利益	
補助金収入	69,255
特別利益合計	69,255
特別損失	
固定資産圧縮損	※2 67,875
固定資産除却損	※3 1,065
固定資産売却損	※4 202
特別損失合計	69,142
税金等調整前当期純利益	43,553
法人税、住民税及び事業税	18,564
法人税等調整額	△2,763
法人税等合計	15,801
当期純利益	27,751
親会社株主に帰属する当期純利益	27,751

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 平成28年6月1日
至 平成29年5月31日)

当期純利益	27,751
包括利益	27,751
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	27,751

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成29年6月1日
 至 平成29年11月30日)

売上高	2,462,352
売上原価	1,985,720
売上総利益	476,631
販売費及び一般管理費	※ 417,358
営業利益	59,273
営業外収益	
受取利息	5
受取負担金	2,991
雑収入	1,930
営業外収益合計	4,927
営業外費用	
支払利息	2,907
雑損失	0
営業外費用合計	2,907
経常利益	61,293
特別利益	
補助金収入	520
特別利益合計	520
税金等調整前四半期純利益	61,814
法人税、住民税及び事業税	21,615
法人税等調整額	△1,740
法人税等合計	19,874
四半期純利益	41,939
親会社株主に帰属する四半期純利益	41,939

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成29年6月1日
至 平成29年11月30日)

四半期純利益	41,939
四半期包括利益	41,939
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	41,939

③【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	—	169,600	179,600	179,600
当期変動額					
新株の発行	20,000	8,170		28,170	28,170
親会社株主に帰属する当期純利益			27,751	27,751	27,751
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	20,000	8,170	27,751	55,921	55,921
当期末残高	30,000	8,170	197,352	235,522	235,522

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 平成28年6月1日
至 平成29年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前当期純利益	43,553
減価償却費	26,415
長期前払費用償却額	1,760
固定資産圧縮損	67,875
補助金収入	△69,255
固定資産売却損益（△は益）	202
固定資産除却損	1,065
貸倒引当金の増減額（△は減少）	400
受取利息及び受取配当金	△13
支払利息	4,703
売上債権の増減額（△は増加）	△81,479
その他の資産の増減額（△は増加）	△10,584
仕入債務の増減額（△は減少）	703
未払金の増減額（△は減少）	22,475
未払費用の増減額（△は減少）	67,951
未払消費税等の増減額（△は減少）	25,848
その他	40,099
小計	141,723
利息の受取額	16
利息の支払額	△4,709
法人税等の支払額	△14,273
営業活動によるキャッシュ・フロー	122,756

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△149,059
有形固定資産の売却による収入	350
補助金の受取額	67,875
建設協力金の支払による支出	△10,000
建設協力金の回収による収入	1,667
無形固定資産の取得による支出	△9,202
定期預金の払戻による収入	80,135
差入保証金の回収による収入	8,463
差入保証金の差入による支出	△37,299
資産除去債務の履行による支出	△1,200
その他	6,147
投資活動によるキャッシュ・フロー	△42,123

財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入れによる収入	60,000
長期借入金の返済による支出	△26,169
株式の発行による収入	28,170
リース債務の返済による支出	△2,958
財務活動によるキャッシュ・フロー	59,042
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	139,676
現金及び現金同等物の期首残高	209,289
現金及び現金同等物の期末残高	※ 348,965

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成29年6月1日
 至 平成29年11月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前四半期純利益	61,814
減価償却費	18,444
長期前払費用償却額	1,611
補助金収入	△520
貸倒引当金の増減額（△は減少）	47
受取利息及び受取配当金	△5
支払利息	2,907
売上債権の増減額（△は増加）	△11,119
その他の資産の増減額（△は増加）	△1,710
仕入債務の増減額（△は減少）	272
未払金の増減額（△は減少）	△4,738
前受金の増減額（△は減少）	7,169
未払費用の増減額（△は減少）	28,781
未払消費税等の増減額（△は減少）	△7,304
その他	15,812
小計	111,463
利息の受取額	5
利息の支払額	△4,184
法人税等の支払額	△9,605
営業活動によるキャッシュ・フロー	97,678

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△462,897
建設協力金の支払による支出	△20,000
建設協力金の回収による収入	1,020
無形固定資産の取得による支出	△4,220
差入保証金の回収による収入	144
差入保証金の差入による支出	△15,064
その他	△1,288
投資活動によるキャッシュ・フロー	△502,305

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金の純増減額（△は減少）	433,602
長期借入れによる収入	60,000
長期借入金の返済による支出	△52,899
配当金の支払額	△4,370
リース債務の返済による支出	△4,836
財務活動によるキャッシュ・フロー	431,497
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	26,871
現金及び現金同等物の期首残高	348,965
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 375,836

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社セリオ

株式会社クオーレ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～22年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外のファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価値を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしかし負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

当連結会計年度
(平成29年5月31日)

建物及び構築物	120,953千円
土地	161,735
計	282,688

担保付債務は、次のとおりであります。

当連結会計年度
(平成29年5月31日)

1年内返済予定の長期借入金	12,612千円
長期借入金	244,431
計	257,043

※2 有形固定資産の減価償却累計額

当連結会計年度
(平成29年5月31日)

有形固定資産の減価償却累計額	36,085千円
----------------	----------

※3 圧縮記帳額

当連結会計年度
(平成29年5月31日)

建物及び構築物	125,113千円
工具、器具及び備品	15,235
ソフトウェア	5,999
計	146,348

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度
(自 平成28年6月1日
至 平成29年5月31日)

給与手当	279,110千円
支払手数料	68,520
役員報酬	62,403
法定福利費	55,612
賞与	37,754
退職給付費用	1,356
貸倒引当金繰入額	440

※2 固定資産圧縮損の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度
(自 平成28年6月1日
至 平成29年5月31日)

建物及び構築物	56,198千円
工具、器具及び備品	5,676
ソフトウエア	5,999
計	67,875

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度
(自 平成28年6月1日
至 平成29年5月31日)

建物及び構築物	885千円
工具、器具及び備品	179
計	1,065

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度
(自 平成28年6月1日
至 平成29年5月31日)

工具、器具及び備品	202千円
計	202

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	200,000	30,000	—	230,000
合計	200,000	30,000	—	230,000

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、有償第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当該事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年8月24日 定時株主総会	普通株式	4,370	利益剰余金	19	平成29年5月31日	平成29年8月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当連結会計年度
(自 平成28年6月1日
至 平成29年5月31日)

現金及び預金勘定	348,965千円
現金及び現金同等物	348,965

(リース取引関係)

当連結会計年度(自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・無形固定資産

主として、会計システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし残存価値を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため注記を省略しております。

(金融商品関係)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については投機的な運用は行わず、比較的安全で流動性のある預金で運用を行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

普通預金及び定期預金で運用しております。

比較的安全な金融機関に預入しており、リスクは小さいと考えております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、差入保証金については、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の期日のものであります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）とファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金、差入保証金に係る信用リスクは、「債権管理規程」等に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の用途は運転資金及び設備資金であります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	348,965	348,965	—
(2) 売掛金	337,847	337,847	—
資産計	686,813	686,813	—
(1) 買掛金	1,962	1,962	—
(2) 未払金	78,707	78,707	—
(3) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	452,981	491,142	38,161
(4) リース債務(*1)	34,792	33,381	△1,411
負債計	568,442	605,193	36,750

(*1) 流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

長期借入金、リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成29年5月31日)
差入保証金	58,168

差入保証金については、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難な部分について、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められることから、時価算定の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	348,965	—	—	—
売掛金	337,847	—	—	—
合計	686,813	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	32,060	32,334	30,084	27,084	20,808	310,611
リース債務	8,278	8,278	8,278	6,528	3,427	—
合計	40,338	40,612	38,362	33,612	24,235	310,611

(退職給付関係)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要支給額は、当連結会計年度4,179千円であります。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)
売上原価の株式報酬費	—
一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成28年ストック・オプション (第1回新株予約権)	平成28年ストック・オプション (第2回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	従業員 17名	従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 5,100株	普通株式 720株
付与日	平成28年5月30日	平成28年5月30日
権利確定条件	権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する	権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する
対象勤務期間	自 平成28年5月30日 至 平成30年5月27日	自 平成28年5月30日 至 平成30年5月27日
権利行使期間	自 平成30年5月28日 至 平成38年5月26日	自 平成30年5月28日 至 平成38年5月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行なっておりますが、上記は株式分割前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成28年ストック・オプション (第1回新株予約権)	平成28年ストック・オプション (第2回新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	5,100	720
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	5,100	720
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	平成28年ストック・オプション (第1回新株予約権)	平成28年ストック・オプション (第2回新株予約権)
権利行使価格 (円)	588	588
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は株式分割前の株式数をもとに1株当たりの価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、時価純資産法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1)当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2)当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度（平成29年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当連結会計年度 (平成29年5月31日)
繰延税金資産（流動）		
未払社会保険料	4,306千円	
未払事業所税	1,353	
未払事業税	726	
未払家賃	491	
その他	225	
計	7,104	
繰延税金資産（固定）		
減価償却超過額	1,341	
資産除去債務	14,075	
その他	599	
計	16,016	
繰延税金負債（固定）		
資産除去債務に対する除去費用	$\triangle 13,236$	
計	$\triangle 13,236$	
繰延税金資産の純額	9,884	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		当連結会計年度 (平成29年5月31日)
法定実効税率		33.80%
（調整）		
所得拡大促進税制による税額控除	$\triangle 2.01$	
住民税均等割	4.01	
その他	0.48	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.28	

(企業結合等関係)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

共通支配下の取引等

(単独株式移転)

1. 取引の概要

株式会社セリオは、取締役会（平成28年5月2日開催）及び臨時株主総会（平成28年5月27日開催）において、単独株式移転の方法により持株会社「株式会社SERIOホールディングス」を設立することを決議し、平成28年6月1日に設立いたしました。

なお、以下の目的のため純粹持株会社制へ移行するとともに、株式会社セリオが保有する当社株式を取得しております。

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称 株式会社セリオ

事業内容 就労支援事業

放課後事業

保育事業

(2) 企業結合日

平成28年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

(4) 結合後の企業名称

株式会社SERIOホールディングス

(5) 企業結合の目的

中長期の持続的成長や業容・組織の拡大など、一層の企業価値向上を見据え、さらなる経営効率の向上を図るとともに、経営資源の適切な配分やグループのガバナンスの強化等を行うことが必要と判断し、純粹持株会社制へ移行することいたしました。

具体的には、当社をグループ経営の視点から経営指導する組織とし、株式会社セリオ及び株式会社クオーレを事業遂行に集中する組織として区別します。これにより、それぞれの組織が専門分野に特化し経営資源を投入することで経営効率の向上が可能であると判断するとともに、当社のグループ各社への経営指導によりガバナンスの一層の強化が可能と判断したため、決定いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主として、事業所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年～20年と見積り、割引率は0.1%～1.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)	
期首残高	19,734千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,656
時の経過による調整額	111
資産除去債務の履行による減少額	△884
その他増減額（△は減少）	△1,018
期末残高	41,599

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、損益管理単位別の事業セグメントから構成されており、「就労支援事業」、「放課後事業」、「保育事業」の3つの報告セグメントとしております。

- (1) 就労支援事業 一人ひとりに合った働き方サポート事業
- (2) 放課後事業 公私立のアフタースクール事業
- (3) 保育事業 認可児童福祉施設の運営

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	就労支援事業	放課後事業	保育事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,956,612	1,503,540	605,595	4,065,748	—	4,065,748
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,956,612	1,503,540	605,595	4,065,748	—	4,065,748
セグメント利益又は損失(△)	57,355	△284	29,398	86,469	△46,665	39,803
セグメント資産	229,959	146,705	583,641	960,306	442,047	1,402,353
その他の項目						
減価償却費	273	685	19,912	20,872	5,543	26,415
特別利益	—	4,234	65,020	69,255	—	69,255
(補助金収入)	(—)	(4,234)	(65,020)	(69,255)	(—)	(69,255)
特別損失	202	2,854	65,020	68,077	1,065	69,142
(固定資産圧縮損)	(—)	(2,854)	(65,020)	(67,875)	(—)	(67,875)
(固定資産除却損)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1,065)	(1,065)
(固定資産売却損)	(202)	(—)	(—)	(202)	(—)	(202)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,400	1,239	74,279	77,920	48,426	126,346

(注) 調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位：千円)

利益	当連結会計年度
報告セグメント計	86,469
セグメント間取引消去	—
全社費用（注）	△46,665
連結財務諸表の営業利益	39,803

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	当連結会計年度
報告セグメント計	960,306
全社資産（注）	442,047
連結財務諸表の資産合計	1,402,353

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社資産であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	連結財務諸表計上額
	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	20,872	—	5,543	26,415
特別利益 (補助金収入)	69,255 (69,255)	— (—)	— (—)	69,255 (69,255)
特別損失 (固定資産圧縮損) (固定資産除却損) (固定資産売却損)	68,077 (67,875) (—) (202)	— (—) (—) (—)	1,065 (—) (1,065) (—)	69,142 (67,875) (1,065) (202)
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	77,920	—	48,426	126,346

(注) 減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない本社資産に係る減価償却費であります。

特別損失の調整額は、報告セグメントに帰属しない本社資産に係る固定資産除却損であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、販売管理システムの導入及び本社建物の設備投資額等であります。

(関連情報)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大阪市	1,067,453	放課後事業、保育事業
綜合警備保障株式会社	491,160	就労支援事業

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	若濱 久	—	—	当社代表取締役	(被所有) 52.2	債務被保証	当社借入に対する債務被保証	452,981	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社グループは、金融機関借入に対して代表取締役 若濱 久より債務保証を受けております。これに対する保証料の支払いは行っておりません。

(1 株当たり情報)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

	当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)
1 株当たり純資産額	102.40円
1 株当たり当期純利益金額	13.86円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	27,751
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	27,751
普通株式の期中平均株式数(株)	2,002,466
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 当社は、平成29年11月16日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行いましたが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当連結会計年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

当社は、平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,200,000株増加し、8,000,000株とし、平成29年12月15日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款変更を行い平成29年12月15日付で発行可能株式総数は1,200,000株増加し、9,200,000株といたしました。

また、平成29年12月15日開催の臨時株主総会決議により、平成29年12月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。また、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年11月15日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- ①株式分割前発行済株式数 : 230,000株
- ②株式分割による増加株式数 : 2,070,000株
- ③株式分割後発行済株式数 : 2,300,000株
- ④株式分割後発行可能株式総数 : 8,000,000株

なお、発行可能株式総数に係る定款変更を行い、平成29年12月15日付で発行可能株式総数は1,200,000株増加し、9,200,000株といたしました。

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日 : 平成29年10月31日
- ②基準日 : 平成29年11月15日
- ③効力発生日 : 平成29年11月16日

(4) 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使時の払込金額を、効力発生日の平成29年11月16日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使時の払込金額	調整後行使時の払込金額
平成28年5月27日 臨時株主総会決議第1回新株予約権	588円	59円
平成28年5月27日 臨時株主総会決議第2回新株予約権	588円	59円

(5) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数は100株といたしました。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 圧縮記帳額

当第2四半期連結会計期間
(平成29年11月30日)

建物及び構築物	125,113千円
工具、器具及び備品	15,235
ソフトウェア	5,999
計	146,348

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間
(自 平成29年6月1日
至 平成29年11月30日)

給料手当	168,522千円
支払手数料	39,697
役員報酬	38,743
法定福利費	33,209
賞与	24,691
退職給付費用	1,554
貸倒引当金繰入額	47

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間
(自 平成29年6月1日
至 平成29年11月30日)

現金及び預金勘定	375,836千円
現金及び現金同等物	375,836

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年8月24日 定時株主総会	普通株式	4,370	19	平成29年5月31日	平成29年8月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当第2四半期連結累計期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年11月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	就労支援事業	放課後事業	保育事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,063,462	954,111	444,778	2,462,352	—	2,462,352
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,063,462	954,111	444,778	2,462,352	—	2,462,352
セグメント利益	54,717	19,888	21,058	95,665	△36,391	59,273

(注) 1. セグメント利益の調整額△36,391千円は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	95,665
セグメント間取引消去	—
全社費用（注）	△36,391
四半期連結損益計算書の営業利益	59,273

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 6 月 1 日 至 平成29年11月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	18円23銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額（千円）	41,939
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額（千円）	41,939
普通株式の期中平均株式数（株）	2,300,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年11月16日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行いましたが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内返済予定の長期借入金	28,304	32,060	0.99	—
1年以内返済予定のリース債務	2,625	8,278	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	390,846	420,921	0.91	平成31年～50年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	8,752	26,513	—	平成33年～34年
合計	430,528	487,773	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載はしておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	32,334	30,084	27,084	20,808
リース債務	8,278	8,278	6,528	3,427

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が、連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当社は、平成28年6月1日に単独株式移転により株式会社セリオの完全親会社として設立されました。併せて、株式会社セリオの完全子会社であります株式会社クオーレが当社の孫会社となりました。単独株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社セリオを親会社とする連結財務諸表が、当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考として株式会社セリオの前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）に係る連結財務諸表を記載しております。

なお、当連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）の連結財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あづさ監査法人の監査を受けております。

①連結財務諸表等

イ 連結貸借対照表

(単位：千円)

前連結会計年度
(平成28年5月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	289,425
売掛金	256,191
前払費用	6,689
繰延税金資産	5,158
未収入金	6,000
その他	11,068
貸倒引当金	△276
流動資産合計	574,256

固定資産

有形固定資産

建物及び構築物（純額）	※1,※3 232,745
工具、器具及び備品（純額）	※3 13,117
土地	※1 161,735
有形固定資産合計	※2 407,598

無形固定資産

ソフトウエア	260
リース資産	10,535
無形固定資産合計	10,795

投資その他の資産

出資金	10
差入保証金	29,331
長期前払費用	5,752
繰延税金資産	1,962
保険積立金	27,526
その他	31,860
投資その他の資産合計	96,443
固定資産合計	514,836
資産合計	1,089,093

(単位：千円)

前連結会計年度
(平成28年5月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	1,258
1年内返済予定の長期借入金	※1 28,304
リース債務	2,625
未払金	40,311
未払費用	267,509
未払法人税等	5,418
未払消費税等	42,853
前受金	66,148
預り金	35,587
その他	144
流動負債合計	490,160

固定負債

長期借入金	※1 390,846
リース債務	8,752
資産除去債務	19,734
固定負債合計	419,332

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	10,000
利益剰余金	169,600
株主資本合計	179,600
純資産合計	179,600

負債純資産合計

1,089,093

□ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：千円)

前連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
売上高	3,010,809
売上原価	2,491,368
売上総利益	519,440
販売費及び一般管理費	※1 479,034
営業利益	40,406
営業外収益	
受取利息	62
受取負担金	2,580
雑収入	4,302
営業外収益合計	6,945
営業外費用	
支払利息	3,760
支払補償金	1,000
雑損失	356
営業外費用合計	5,116
経常利益	42,234
特別利益	
補助金収入	69,664
特別利益合計	69,664
特別損失	
固定資産圧縮損	※2 60,379
特別損失合計	60,379
税金等調整前当期純利益	51,519
法人税、住民税及び事業税	18,296
法人税等調整額	△1,890
法人税等合計	16,406
当期純利益	35,113
親会社株主に帰属する当期純利益	35,113

連結包括利益計算書

(単位：千円)

前連結会計年度
(自 平成27年6月1日
至 平成28年5月31日)

当期純利益	35,113
包括利益	35,113
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	35,113

ハ 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	141,523	151,523	151,523
当期変動額				
剰余金の配当		△7,036	△7,036	△7,036
親会社株主に帰属する当期純利益		35,113	35,113	35,113
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				—
当期変動額合計	—	28,076	28,076	28,076
当期末残高	10,000	169,600	179,600	179,600

ニ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

前連結会計年度
(自 平成27年6月1日
至 平成28年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	51,519
減価償却費	10,726
長期前払費用償却額	1,124
繰延資産償却額	248
固定資産圧縮損	60,379
補助金収入	△69,664
貸倒引当金の増減額（△は減少）	32
受取利息及び受取配当金	△62
支払利息	3,760
売上債権の増減額（△は増加）	△54,943
その他の資産の増減額（△は増加）	△7,117
仕入債務の増減額（△は減少）	890
未払金の増減額（△は減少）	6,982
未払費用の増減額（△は減少）	25,903
未払消費税等の増減額（△は減少）	△52,224
その他	△12,445
小計	△34,889
利息の受取額	59
利息の支払額	△3,594
法人税等の支払額	△36,515
営業活動によるキャッシュ・フロー	△74,938
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△211,715
補助金の受取額	60,379
建設協力金の支払による支出	△32,400
建設協力金の回収による収入	540
無形固定資産の取得による支出	△300
差入保証金の差入による支出	△17,419
その他	△4,961
投資活動によるキャッシュ・フロー	△205,876
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	200,000
長期借入金の返済による支出	△32,513
配当金の支払額	△7,036
リース債務の返済による支出	△1,620
財務活動によるキャッシュ・フロー	158,829
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△121,986
現金及び現金同等物の期首残高	331,275
現金及び現金同等物の期末残高	※ 209,289

[注記事項]

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社クオーレ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年

4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～22年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外のファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価値を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響額はありません。

(有形固定資産の減価償却の方法)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当連結会計年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を、定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による損益等への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

前連結会計年度
(平成28年5月31日)

建物及び構築物	127,426千円
土地	161,735
計	289,161

担保付債務は、次のとおりであります。

前連結会計年度
(平成28年5月31日)

1年以内返済予定の長期借入金	10,904千円
長期借入金	256,616
計	267,520

※2 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度
(平成28年5月31日)

有形固定資産の減価償却累計額	16,205千円
----------------	----------

※3 圧縮記帳額

前連結会計年度
(平成28年5月31日)

建物及び構築物	68,914千円
工具、器具及び備品	9,559
計	78,473

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
給与手当	202,122千円
支払手数料	39,920
役員報酬	39,270
法定福利費	35,182
賞与	23,726
貸倒引当金繰入額	32

※2 固定資産圧縮損の内訳

前連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
建物及び構築物	51,384千円
工具、器具及び備品	8,994
計	60,379

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	200,000	—	—	200,000
合計	200,000	—	—	200,000

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプ ションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年8月27日 定時株主総会	普通株式	7,036	35.2	平成27年5月31日	平成27年8月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
当該事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

前連結会計年度
(自 平成27年6月1日
至 平成28年5月31日)

現金及び預金勘定	289,425千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△80,135
現金及び現金同等物	209,289

(リース取引関係)

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・無形固定資産

主として、会計システムのソフトウエアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし残存価値を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため注記を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については投機的な運用は行わず、比較的安全で流動性のある預金で運用を行い、また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

普通預金及び定期預金で運用しております。

比較的安全な金融機関に預入しており、リスクは小さいと考えております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、差入保証金については、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の期日のものであります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）とファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金、差入保証金に係る信用リスクは、「債権管理規程」及び「与信管理細則」等に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の用途は運転資金及び設備資金であります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	289,425	289,425	—
(2) 売掛金	256,191	256,191	—
資産計	545,616	545,616	—
(1) 買掛金	1,258	1,258	—
(2) 未払金	40,311	40,311	—
(3) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	419,150	419,063	△86
(4) リース債務(*1)	11,378	10,912	△465
負債計	472,097	471,545	△551

(*1) 流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

長期借入金、リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
差入保証金	29,331

差入保証金については、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難な部分について、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められることから、時価算定の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	289,425	—	—	—
売掛金	256,191	—	—	—
合計	545,616	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	28,304	30,012	29,262	27,012	24,012	280,548
リース債務	2,625	2,625	2,625	2,625	875	—
合計	30,929	32,637	31,887	29,637	24,887	280,548

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
売上原価の株式報酬費	—
一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成28年ストック・オプション (第1回新株予約権)	平成28年ストック・オプション (第2回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	17名	2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 5,100株	普通株式 720株
付与日	平成28年5月30日	平成28年5月30日
権利確定条件	権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する	権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する
対象勤務期間	自 平成28年5月30日 至 平成30年5月27日	自 平成28年5月30日 至 平成30年5月27日
権利行使期間	自 平成30年5月28日 至 平成38年5月26日	自 平成30年5月28日 至 平成38年5月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行なっておりますが、上記は株式分割前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成28年ストック・オプション (第1回新株予約権)	平成28年ストック・オプション (第2回新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	5,100	720
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	5,100	720
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	平成28年ストック・オプション (第1回新株予約権)	平成28年ストック・オプション (第2回新株予約権)
権利行使価格 (円)	588	588
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は株式分割前の株式数をもとに1株当たりの価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を策定する基礎となる当社株式の評価方法は時価純資産法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1)当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2)当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成28年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
繰延税金資産（流動）	
未払賞与	110千円
未払社会保険料	3,129
未払事業所税	836
未払事業税	744
その他	338
計	<u>5,158</u>
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	1,140
資産除去債務	6,665
その他	462
計	<u>8,269</u>
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対する除去費用	<u>△6,306</u>
計	<u>△6,306</u>
繰延税金資産の純額	<u>7,120</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
法定実効税率	<u>34.33%</u>
(調整)	
所得拡大促進税制による税額控除	△4.83
住民税均等割	1.60
その他	0.74
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.84</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.33%から平成28年6月1日に開始する連結会計年度及び平成29年6月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.80%に、平成30年6月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、33.59%となります。

なお、当該変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務等関係)

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主として、事業所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年～20年と見積り、割引率は0.1%～1.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度
(自 平成27年6月1日
至 平成28年5月31日)

期首残高	一千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19,734
期末残高	19,734

(セグメント情報等)

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、損益管理単位別の事業セグメントから構成されており、「就労支援事業」、「放課後事業」、「保育事業」の3つの報告セグメントとしております。

- (1) 就労支援事業 一人ひとりに合った働き方サポート事業
- (2) 放課後事業 公私立のアフタースクール事業
- (3) 保育事業 認可児童福祉施設の運営

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	就労支援事業	放課後事業	保育事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,681,059	1,034,801	294,948	3,010,809	—	3,010,809
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,681,059	1,034,801	294,948	3,010,809	—	3,010,809
セグメント利益又は 損失(△)	55,090	△20,578	27,225	61,738	△21,331	40,406
セグメント資産	192,527	104,802	523,271	820,601	268,492	1,089,093
その他の項目						
減価償却費	—	439	7,937	8,376	2,349	10,726
特別利益	—	15,357	54,307	69,664	—	69,664
(補助金収入)	(—)	(15,357)	(54,307)	(69,664)	(—)	(69,664)
特別損失	—	7,044	53,335	60,379	—	60,379
(固定資産圧縮損)	(—)	(7,044)	(53,335)	(60,379)	(—)	(60,379)
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	—	7,358	157,432	164,791	7,682	172,474

(注) 調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位：千円)

利益	当連結会計年度
報告セグメント計	61,738
セグメント間取引消去	—
全社費用(注)	△21,331
連結財務諸表の営業利益	40,406

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	当連結会計年度
報告セグメント計	820,601
全社資産（注）	268,492
連結財務諸表の資産合計	1,089,093

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社資産であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	連結財務諸表計上額
	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	8,376	—	2,349	10,726
特別利益 (補助金収入)	69,664 (69,664)	— (—)	— (—)	69,664 (69,664)
特別損失 (補助金収入)	60,379 (60,379)	— (—)	— (—)	60,379 (60,379)
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	164,791	—	7,682	172,474

(注) 減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない本社資産に係る減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物の設備投資額等であります。

[関連情報]

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大阪市	908,787	放課後事業、保育事業
綜合警備保障株式会社	370,869	就労支援事業

(関連当事者情報)

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	若濱 久	—	—	当社代表取締役	(被所有) 62.5	債務被保証	当社借入に対する債務被保証	419,150	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社グループは、金融機関借入に対して代表取締役 若濱 久より債務保証を受けております。これに対する保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
1株当たり純資産額	898.00円
1株当たり当期純利益金額	175.57円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	35,113
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	35,113
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

該当事項はありません。

[連結附属明細表]

[借入金等明細表]

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内返済予定の長期借入金	32,513	28,304	1.00	—
1年以内返済予定のリース債務	—	2,625	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	219,150	390,846	0.93	平成31年～50年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	8,752	—	平成32年～33年
合計	251,663	430,528	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載はしておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	30,012	29,262	27,012	24,012
リース債務	2,625	2,625	2,625	875

[資産除去債務明細表]

本明細表に記載すべき事項が、連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月18日

株式会社セリオ

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神崎 昭彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セリオの平成27年6月1日から平成28年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セリオ及び連結子会社の平成28年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度
(平成29年5月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	31,461
売掛金	※1 37,603
繰延税金資産	1,315
未収入金	1,652
その他	1
流動資産合計	72,033

固定資産

投資その他の資産	
関係会社株式	179,600
繰延税金資産	54
投資その他の資産合計	179,654
固定資産合計	179,654
資産合計	251,688

負債の部

流動負債

未払金	3,572
未払費用	2,105
未払法人税等	6,317
未払消費税等	12,980
預り金	5,096
流動負債合計	30,072
負債合計	30,072

純資産の部

株主資本

資本金	30,000
資本剰余金	
資本準備金	177,770
資本剰余金合計	177,770

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	13,845
利益剰余金合計	13,845

株主資本合計

純資産合計

負債純資産合計

②【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)
売上高	※1 243,944
売上原価	-
売上総利益	243,944
販売費及び一般管理費	※2 226,803
営業利益	<u>17,140</u>
営業外収益	
受取利息	0
助成金収入	1,652
雑収入	0
営業外収益合計	1,652
経常利益	18,793
税引前当期純利益	18,793
法人税、住民税及び事業税	6,317
法人税等調整額	△1,369
法人税等合計	4,948
当期純利益	13,845

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金			
	資本準備金	資本剰余金合計			利益剰余金合計			
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額								
株式移転による増加	10,000	169,600	169,600			179,600	179,600	
新株の発行	20,000	8,170	8,170			28,170	28,170	
当期純利益				13,845	13,845	13,845	13,845	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—	
当期変動額合計	30,000	177,770	177,770	13,845	13,845	221,615	221,615	
当期末残高	30,000	177,770	177,770	13,845	13,845	221,615	221,615	

【注記事項】

(重要な会計方針)

当事業年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

1. 関係会社株式の評価方法

移動平均法による原価法を採用しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には、区分掲記されたもののがあります。

当事業年度
(平成29年5月31日)

売掛金	37,603千円
-----	----------

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引

当事業年度
(自 平成28年6月1日
至 平成29年5月31日)

営業取引による取引高	243,944千円
売上高	

※2 一般管理費に属する費用の割合は100%であります。

一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当事業年度
(自 平成28年6月1日
至 平成29年5月31日)

役員報酬	62,403千円
給与手当	57,303
支払手数料	43,556

(税効果会計関係)

当事業年度（平成29年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (平成29年5月31日)	
繰延税金資産	
未払事業税	604千円
未払家賃	491
未払社会保険料	218
減価償却超過額	54
繰延税金資産の純額	1,369

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度 (平成29年5月31日)	
法定実効税率	33.80%
(調整)	
所得拡大促進税制による税額控除	△4.66
住民税均等割	2.23
軽減税率差異	△4.54
その他	△0.51
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.33

(企業結合等関係)

当事業年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

当事業年度（平成29年5月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額 179,600千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当事業年度（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）

当社は、平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,200,000株増加し、8,000,000株とし、平成29年12月15日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款変更を行い、平成29年12月15日付で発行可能株式総数は1,200,000株増加し、9,200,000株といたしました。

また、平成29年12月15日開催の臨時株主総会決議により、平成29年12月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。また、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年11月15日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- ①株式分割前発行済株式数 : 230,000株
- ②株式分割による増加株式数 : 2,070,000株
- ③株式分割後発行済株式数 : 2,300,000株
- ④株式分割後発行可能株式総数 : 8,000,000株

なお、発行可能株式総数に係る定款変更を行い、平成29年12月15日付で発行可能株式総数は1,200,000株増加し、9,200,000株といたしました。

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日 : 平成29年10月31日
- ②基準日 : 平成29年11月15日
- ③効力発生日 : 平成29年11月16日

(4) 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を、効力発生日の平成29年11月16日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成28年5月27日 臨時株主総会決議第1回新株予約権	588円	59円
平成28年5月27日 臨時株主総会決議第2回新株予約権	588円	59円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数は100株といたしました。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

当社は、平成28年6月1日に株式移転により株式会社セリオの完全親会社として設立されました。参考として株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社セリオの前事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）に係る財務諸表を記載しております。

なお、当財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。前事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あづさ監査法人の監査を受けております。

① 財務諸表等
イ 貸借対照表

(単位：千円)

前事業年度
(平成28年5月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	288,778
売掛金	256,191
前払費用	※2 7,029
繰延税金資産	4,820
未収入金	※2 6,196
その他	5,163
貸倒引当金	△276
流動資産合計	567,903

固定資産

有形固定資産

建物（純額）	※1,※4 146,922
構築物（純額）	※4 4,068
工具、器具及び備品（純額）	※4 13,117
土地	※1 161,735
有形固定資産合計	※3 325,843

無形固定資産

リース資産	10,535
その他	260
無形固定資産合計	10,795

投資その他の資産

関係会社株式	1,000
出資金	10
差入保証金	25,731
関係会社貸付金	27,052
長期前払費用	5,752
建設協力金	※2 90,765
繰延税金資産	1,468
保険積立金	27,526
投資その他の資産合計	179,305
固定資産合計	515,944
資産合計	1,083,847

前事業年度
(平成28年5月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	1,258
1年内返済予定の長期借入金	※1 28,304
未払金	40,311
未払費用	267,509
未払法人税等	5,348
未払消費税等	42,853
前受金	66,148
預り金	35,575
リース債務	2,625
その他	144
流動負債合計	490,079

固定負債

長期借入金	※1 390,846
リース債務	8,752
資産除去債務	12,860
固定負債合計	412,458
負債合計	902,538

純資産の部

株主資本	
資本金	10,000
利益剰余金	
利益準備金	1,427
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	169,882
利益剰余金合計	171,309
株主資本合計	181,309
純資産合計	181,309
負債純資産合計	1,083,847

□ 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
売上高		2,978,318
売上原価		2,465,391
売上総利益		512,926
販売費及び一般管理費	※1,※2	478,273
営業利益		34,653
営業外収益		
受取利息	※1	370
受取手数料	※1	3,141
受取負担金		2,580
雑収入		4,287
営業外収益合計		10,380
営業外費用		
支払利息		3,760
支払補償金		1,000
雑損失		107
営業外費用合計		4,868
経常利益		40,164
特別利益		
補助金収入		69,664
抱合せ株式消滅差益		602
特別利益合計		70,267
特別損失		
固定資産圧縮損	※3	60,379
特別損失合計		60,379
税引前当期純利益		50,052
法人税、住民税及び事業税		17,452
法人税等調整額		△1,637
法人税等合計		15,814
当期純利益		34,237

ハ 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	10,000	723	143,384	144,108	154,108	154,108	
当期変動額							
利益準備金積立		703	△703	—	—	—	
剩余金の配当		—	△7,036	△7,036	△7,036	△7,036	
当期純利益		—	34,237	34,237	34,237	34,237	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）						—	
当期変動額合計	—	703	26,498	27,201	27,201	27,201	
当期末残高	10,000	1,427	169,882	171,309	181,309	181,309	

[注記事項]

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

1. 関係会社株式の評価方法

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～22年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外のファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価値を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

(有形固定資産の減価償却の方法)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を、定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による損益等への影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

前事業年度
(平成28年5月31日)

建物	72,026千円
土地	161,735
計	233,761

担保付債務は、次のとおりであります。

前事業年度
(平成28年5月31日)

1年以内返済予定の長期借入金	10,904千円
長期借入金	256,616
計	267,520

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

前事業年度
(平成28年5月31日)

流動資産

前払費用	940千円
未収入金	195
固定資産	
建設協力金	58,905

※3 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度
(平成28年5月31日)

有形固定資産の減価償却累計額	15,220千円
----------------	----------

※4 圧縮記帳額

前事業年度
(平成28年5月31日)

建物	68,391千円
構築物	523
工具、器具及び備品	9,559
計	78,473

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度
(自 平成27年6月1日
至 平成28年5月31日)

関係会社からの手数料収入	3,141千円
関係会社からの受取利息	311
関係会社への貸借料	2,200

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は97%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

前事業年度
(自 平成27年6月1日
至 平成28年5月31日)

給与手当	202,122千円
支払手数料	39,677
減価償却費	2,389
貸倒引当金繰入額	58

※3 固定資産圧縮損の内訳

前事業年度
(自 平成27年6月1日
至 平成28年5月31日)

建物	50,861千円
構築物	523
工具、器具及び備品	8,994
計	60,379

(有価証券関係)

関係会社株式（貸借対照表計上額 1,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (平成28年5月31日)	
繰延税金資産	
未払賞与	110千円
未払事業税	744
未払事業所税	836
未払社会保険料	3,129
減価償却超過額	1,127
資産除去債務	4,357
繰延税金資産合計	10,304
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△4,016
繰延税金負債合計	△4,016
繰延税金資産の純額	6,288

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (平成28年5月31日)	
法定実効税率	34.33%
(調整)	
抱合せ株式消滅差益	△0.41
所得拡大促進税制による税額控除	△4.83
住民税均等割	1.46
その他	1.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.60

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.33%から平成28年6月1日以後に開始する事業年度及び平成29年6月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.09%に、平成30年6月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、33.88%となります。

なお、当該変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

共通支配下の取引等

平成27年9月1日付けで100%子会社である株式会社トレジャーキッズクラブを吸収合併いたしました。
なお、重要性が乏しいため取引の概要等の注記は省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

該当事項はありません。

二 附属明細表

[有価証券明細表]
該当事項はありません。

[有形固定資産等明細表]

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	87,821	70,900	—	158,722	11,800	6,258	146,922
構築物	—	4,404	—	4,404	335	335	4,068
工具、器具及び備品	3,177	13,024	—	16,202	3,084	1,331	13,117
土地	161,735	—	—	161,735	—	—	161,735
有形固定資産計	252,734	88,329	—	341,064	15,220	7,925	325,843
無形固定資産							
リース資産	—	12,156	—	12,156	1,620	1,620	10,535
その他	—	300	—	300	40	40	260
無形固定資産計	—	12,456	—	12,456	1,660	1,660	10,795
長期前払費用	3,740	4,564	—	8,304	2,552	1,079	5,752

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

保育施設の新規開設に伴う取得であります。

建物	増加額 (千円)	トレジャーキッズ えのき保育園	44,058	トレジャーキッズ よこづつみ保育園	16,972
工具、器具備品	増加額 (千円)	トレジャーキッズ えのき保育園	6,705	トレジャーキッズ よこづつみ保育園	3,903

無形固定資産の会計ソフトの取得であります。

リース資産	増加額 (千円)	会計ソフト	12,156
-------	----------	-------	--------

[引当金明細表]

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	243	58	—	25	276

(注) 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

[主な資産及び負債の内容]

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

[その他]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月18日

株式会社セリオ

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神崎 昭彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セリオの平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セリオの平成28年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1.	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店（注）1.
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL http://www.serio-corp.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定であります。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所 有者の氏 名又は名 称	移動前所 有者の住 所	移動前所有者 の提出会社と の関係等	移動後所有者の 氏名又は名称	移動後所 有者の住 所	移動後所有者 の提出会 社との関係 等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
平成29年5月31日	若濱 久	大阪市阿 倍野区	特別利害関 係者等 (当社の代表 取締役、子会 社の役員、大 株主上位10 名)	中川 修	大阪府寝 屋川市	特別利害関 係者等 (当社の取 締役) (注) 6.	2,000	1,878,000 (939) (注) 4.	経営参画へ の意識向上 のため
平成29年5月31日	若濱 久	大阪市阿 倍野区	特別利害関 係者等 (当社の代表 取締役、子会 社の役員、大 株主上位10 名)	猪俣 慎二	大分県国 東市	特別利害関 係者等 (子会社の 従業員) (平成29年 6月当社の 取締役に就 任) (注) 6.	2,000	1,878,000 (939) (注) 4.	経営参画へ の意識向上 のため
平成29年5月31日	若濱 久	大阪市阿 倍野区	特別利害関 係者等 (当社の代表 取締役、子会 社の役員、大 株主上位10 名)	佐藤 竜一	堺市北区	特別利害関 係者等 (平成29年 6月当社の 取締役に就 任)	1,000	939,000 (939) (注) 4.	経営参画へ の意識向上 のため

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者（従業員持株会を除く。）等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年6月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならぬとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。または、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、時価純資産法によって算定された価格であります。

5. 平成29年10月20日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の移動株数及び単価は、分割前の移動株数及び単価を記載しております。

6. 当該移動により大株主上位10名となりました。

(参考情報)

平成28年5月31日以前に発生した株式会社セリオにおける特別利害関係者等の株式等の移動状況は、以下のとおりであります。

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年5月27日	若濱 久	大阪市阿倍野区	特別利害関係者等 (株式会社セリオの代表取締役、大株主上位10名)	株式会社KDT 代表取締役 若濱 由美子	大阪市阿倍野区美章園2-13-1	特別利害関係者等 (役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社) (注) 3.	45,000	26,460,000 (588) (注) 2.	所有者の事情による

1. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員の人的関係会社及び資本的関係会社
2. 移動価格は、時価純資産法によって算定された価格であります。
3. 当該移動により大株主上位10名となりました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行年月日	平成29年5月29日
種類	普通株式
発行数	30,000株
発行価格	939円（注）4.
資本組入額	666円
発行価額の総額	28,170,000円
資本組入額の総額	20,000,000円
発行方法	平成29年5月26日開催の臨時株主総会において、セリオグループ従業員持株会を引受先とする第三者割当による募集株式発行の決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年5月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る振込期日又は振込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 平成29年10月20日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は、当該株式分割前の数値を記載しております。
4. 発行価格は時価純資産法により算出した価格に基づき決定しております。

※平成28年5月31日以前に株式会社セリオが実施した第三者割当等による株式等の発行の内容は以下のとおりであります。

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成28年5月30日	平成28年5月30日
種類	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 5,100株	普通株式 720株
発行価格	588円(注)2.	588円(注)2.
資本組入額	294円	294円
発行価額の総額	2,998,800円	423,360円
資本組入額の総額	1,499,400円	211,680円
発行方法	平成28年5月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年5月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年5月31日であります。
2. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、時価純資産法によって算定された価格であります。
3. 新株予約権の権利行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき588円	1株につき588円
行使期間	自 平成30年5月28日 至 平成38年5月26日	自 平成30年5月28日 至 平成38年5月26日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡することはできない。	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡することはできない。

(注) 新株予約権①については、退職により従業員1名150株分(分割前)の権利が喪失しております。

4. 平成29年10月20日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行なっておりますが、上記の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は、当該株式分割前の数値を記載しております。
5. 当該新株予約権は、平成28年6月1日の単独株式移転により、当社から株式会社セリオ新株予約権者に対して割当て交付されております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
セリオグループ従業員持株会 理事長 富永 妙子	大阪市北区堂島一丁目5番17号	従業員持株会	30,000	28,170,000 (939)	当社グループの従業員持株会

(注) 1. 平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行なっておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

第1回新株予約権（ストックオプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
松本 奈都子	兵庫県宝塚市	会社員	700	411,600 (588)	当社子会社の従業員
渡邊 拓馬	大阪市都島区	会社員	700	411,600 (588)	当社子会社の従業員
富永 妙子	大阪市城東区	会社員	650	382,200 (588)	当社子会社の従業員
橋上 将光	東京都文京区	会社員	650	382,200 (588)	当社子会社の従業員
奥野 晋一	神戸市東灘区	会社員	400	235,200 (588)	当社子会社の従業員
塩田 利枝子	大阪府枚方市	会社員	360	211,680 (588)	当社子会社の従業員
荒井 彰史	堺市堺区	会社員	300	176,400 (588)	当社子会社の従業員
大家 正之	大阪市平野区	会社員	250	147,000 (588)	当社子会社の従業員
長尾 良輔	大阪市中央区	会社員	200	117,600 (588)	当社子会社の従業員
永田 浩史	大阪府八尾市	会社員	150	88,200 (588)	当社子会社の従業員
甲崎 光宏	神戸市東灘区	会社員	120	70,560 (588)	当社子会社の従業員
中川 修	大阪府寝屋川市	会社員	120	70,560 (588)	当社子会社の従業員
井野 真一	大阪府東大阪市	会社員	100	58,800 (588)	当社子会社の従業員
田中 真志	三重県桑名市	会社員	100	58,800 (588)	当社子会社の従業員
松永 里美	大阪市都島区	会社員	100	58,800 (588)	当社子会社の従業員
福島 由香	京都府相楽郡精華町	会社員	50	29,400 (588)	当社子会社の従業員

(注) 1. 平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行なっておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

2. 退職の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
3. 中川修は平成28年6月1日付で、当社取締役に就任しております。
4. 本書提出日現在、当社取締役1名、当社従業員は5名、当社子会社の従業員は10名となっております。

第2回新株予約権（ストックオプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
川崎 利貞	滋賀県大津市	会社員	480	282,240 (588)	当社子会社の従業員
藤原 斎光	奈良県奈良市	会社員	240	141,120 (588)	当社子会社の従業員

（注）1. 平成29年10月20日開催の取締役会決議により、平成29年11月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
若濱 久(注) 1. 2. 5.	大阪市阿倍野区	1,200,000	50.92
株式会社K D T(注) 2. 4.	大阪市北区野崎町1番22号	450,000	19.09
セリオグループ従業員持株会(注) 2.	大阪府北区堂島一丁目5番17号	300,000	12.73
海老 雅和(注) 2. 7.	神戸市東灘区	80,000	3.39
中村 明裕(注) 2. 3. 5.	滋賀県野洲市	80,000	3.39
廣田 純孝(注) 2. 3. 5.	大阪市北区	80,000	3.39
朝山 貴文(注) 2. 3. 5.	堺市西区	40,000	1.70
中川 修(注) 2. 3.	大阪府寝屋川市	21,200 (1,200)	0.90 (0.05)
麻田 祐司(注) 2. 3.	兵庫県芦屋市	20,000	0.85
猪俣 慎二(注) 2. 3. 5.	大分県国東市	20,000	0.85
佐藤 竜一(注) 3.	堺市北区	10,000	0.42
松本 奈都子(注) 7.	兵庫県宝塚市	7,000 (7,000)	0.30 (0.30)
渡邊 拓馬(注) 7.	大阪市都島区	7,000 (7,000)	0.30 (0.30)
富永 妙子(注) 6.	大阪市城東区	6,500 (6,500)	0.28 (0.28)
橋上 将光(注) 7.	東京都文京区	6,500 (6,500)	0.28 (0.28)
川崎 利貞(注) 7.	滋賀県大津市	4,800 (4,800)	0.20 (0.20)
奥野 晋一(注) 6.	神戸市東灘区	4,000 (4,000)	0.17 (0.17)
塩田 利枝子(注) 7.	大阪府枚方市	3,600 (3,600)	0.15 (0.15)
荒井 彰史(注) 7.	堺市堺区	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)
大家 正之(注) 7.	大阪市平野区	2,500 (2,500)	0.11 (0.11)
藤原 斎光(注) 7.	奈良県奈良市	2,400 (2,400)	0.10 (0.10)
長尾 良輔(注) 7.	大阪市中央区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
永田 浩史(注) 6.	大阪府八尾市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
甲崎 光宏(注) 6.	神戸市東灘区	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
井野 真一(注) 6.	大阪府東大阪市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
田中 真志(注) 7.	三重県桑名市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
松永 里美(注) 7.	大阪市都島区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
福島 由香(注) 7.	京都府相楽郡精華町	500 (500)	0.02 (0.02)
計	—	2,356,700 (56,700)	100.00 (2.41)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
 2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 4. 特別利害関係者等（当社の役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
 5. 特別利害関係者等（関係会社の役員）
 6. 当社の従業員
 7. 子会社の従業員
 8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月18日

株式会社S E R I Oホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神崎 昭彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S E R I Oホールディングスの平成28年6月1日から平成29年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S E R I Oホールディングス及び連結子会社の平成29年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年1月18日

株式会社S E R I Oホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神崎 昭彦 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社S E R I Oホールディングスの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年6月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社S E R I Oホールディングス及び連結子会社の平成29年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月18日

株式会社S E R I Oホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神崎 昭彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S E R I Oホールディングスの平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S E R I Oホールディングスの平成29年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

